

独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程

目次

第 1 章	総則（第 1 条－第 10 条）
第 2 章	基本給及び年俸
第 1 節	基本給（第 11 条－第 18 条）
第 2 節	年俸（第 19 条－第 30 条）
第 3 章	手当
第 1 節	扶養手当（第 31 条－第 36 条）
第 2 節	住居手当（第 37 条－第 43 条）
第 3 節	通勤手当（第 44 条－第 51 条）
第 4 節	単身赴任手当（第 52 条－第 58 条）
第 5 節	地域手当（第 59 条）
第 5 節の 2	広域異動手当（第 59 条の 2）
第 6 節	寒冷地手当（第 60 条－第 61 条）
第 7 節	役職手当（第 62 条）
第 8 節	特殊勤務手当（第 63 条－第 66 条の 2）
第 9 節	附加職務手当（第 67 条）
第 10 節	超過勤務手当等（第 68 条－第 70 条）
第 11 節	宿日直等手当（第 71 条－第 73 条）
第 12 節	医師等派遣手当（第 74 条）
第 13 節	役職職員特別勤務手当（第 75 条）
第 14 節	業績手当（第 76 条－第 81 条）
第 15 節	医師手当（第 82 条－第 83 条）
第 16 節	医療専門資格手当（第 83 条の 2）
第 17 節	診療看護師手当（第 83 条の 3）
第 4 章	給与の特例等（第 84 条－第 97 条）
第 5 章	規程の実施（第 98 条）
附 則	

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構職員就業規則（平成 26 年規程第 17 号。以下「就業規則」という。）第 70 条の規定に基づき独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）の常勤職員及び任期付短時間勤務職員（就業規則第 1 条に規定する任期付短時間職員をいう。以下同じ。）（以下、

常勤職員及び任期付短時間勤務職員を併せて「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。ただし地域医療機構本部に勤務する職員及び院長の職にある職員の給与に関する事項については、理事長が別に定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給、年俸及び手当とする。

2 基本給は、就業規則第34条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、基本給月額とする。

3 年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。

4 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、寒冷地手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、医師等派遣手当、業績手当、医師手当、医療専門資格手当及び診療看護師手当とする。

(重複給与の禁止)

第3条 職員が地域医療機構において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(基本給及び月例年俸の支給)

第4条 月例年俸は、毎月1回、その月の月例年俸としてその額の12分の1の額(以下「月例給」という。)を支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から基本給又は月例給を支給し、昇給、降給等により基本給額又は月例給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給又は月例給を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで基本給又は月例給を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで基本給又は月例給を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により基本給又は月例給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給額又は月例給額は、その期間の現日数から就業規則第39条の休日(就業規則第42条に規定する祝日法による祝日及び年末年始の休日並びに同規則第43条の代休日と重なった場合は、就業規則第39条の休日とみなす。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(給与期間)

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給)

第6条 基本給及び月例給の支給定日(以下、本条において「支給定日」という。)は、毎月20日とし、給与期間の月額の全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合

は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

一 20日が日曜日に当たるとき 18日

二 20日が土曜日に当たるとき 19日

三 20日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
に当たるとき 19日（19日が日曜日にあたるときは17日）

2 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）、役職職員特別勤務手当、医師手当、医療専門資格手当及び診療看護師手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

3 特殊勤務手当（特殊業務手当を除く。）、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当及び医師等派遣手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における支給定日に支給する。ただし、次の給与期間の支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

4 寒冷地手当は、第60条に規定する基準日の属する月の支給定日に支給する。ただし、支給定日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

5 業績手当（年度末賞与を除く。）及び業績年俸は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。

6 業績手当（年度末賞与に限る。）は、理事長の定める日に支給する。

7 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

8 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

（給与の即時払）

第7条 理事長又は理事長の委任を受けた者（以下「理事長等」という。）は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、本人又は権利者の請求があつたときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

一 本人が死亡したとき。

二 退職し又は解雇されたとき。

2 前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 子

三 父母

四 孫及び祖父母

五 その他これらに準ずる者

(非常時払)

第8条 理事長等は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があったときは、第6条に規定する支給定日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。

二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。

三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。

四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 第68条から第70条まで、第86条、第91条、第91条の2及び第93条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当及び広域異動手当の月額、特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の月額、医師手当の月額、寒冷地手当の月額、医療専門資格手当の月額及び診療看護師手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱い)

第10条 第4条第5項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第68条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第69条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第70条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

3 一の給与期間の第68条に規定する超過勤務手当、第69条に規定する休日給及び第70条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計（それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）の勤務にかかる部分について、その部分ごとに各別に計算し合計）に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

4 一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数、介護休業の時間数及び介護時間の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

第2章 基本給及び年俸

第1節 基本給

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 医療職基本給表（別表第1）

イ 医療職基本給表（一）

ロ 医療職基本給表（二）

ハ 医療職基本給表（三）

二 事務職基本給表（別表第2）

二の2 診療情報管理職基本給表（別表第2の2）

三 技能職基本給表（別表第3）

四 教育職基本給表（別表第4）

五 福祉職基本給表（別表第5）

六 介護福祉職基本給表（別表第5の2）

七 療養介助職基本給表（別表第6）

八 医師事務作業補助職基本給表（別表第6の2）

2 前項の基本給表（以下「基本給表」という。）は、第1条ただし書に規定する職員及び第19条に規定する副院長等基本年俸表の適用を受ける職員以外のすべての職員（以下「基本給表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本給表		適用範囲
医療職基本給表	医療職基本給表（一）	医療業務に従事する医師、歯科医師及び理事長が定めるものに適用する。ただし、独立行政法人地域医療機能推進機構院長給与規程（平成26年規程第31号）の適用を受ける者及び副院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（二）	薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものに適用する。
	医療職基本給表（三）	保健師、助産師、看護師、准看護師及び理事長が定めるものに適用する。ただし教育職基本給表の適用を

		受ける者を除く。
事務職基本給表		他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
診療情報管理職基本給表		診療情報管理員に適用する。
技能職基本給表		技能的業務に従事する職員及び労務的業務に従事する職員に適用する。
教育職基本給表		看護専門学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員に適用する。
福祉職基本給表		医療社会事業専門員、保育士及び理事長が定めるものに適用する。
介護福祉職基本給表		介護福祉士及び介護支援専門員に適用する。
療養介助職基本給表		療養介助員及び理事長が定めるものに適用する。
医師事務作業補助職基本給表		医師事務作業補助員に適用する。

- 3 基本給表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。
- 4 基本給表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

第12条 新たに基本給表適用職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

- 2 新たに基本給表適用職員となった者の基本給月額、前項の規定により決定された職務の級又は基本給表の号俸が別表第8に定める初任給基準表に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第13条又は第14条の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第9に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。
- 3 初任給基準表は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
- 4 職員が一の職務の級若しくは基本給表から他の職務の級若しくは基本給表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは基本給表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。
- 5 その他新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の基本給月額は、理事長の定める基準に従い決定する。

（昇格）

- 第13条 基本給表適用職員を昇格（職員の職務の級を同一の基本給表又は副院長等基本年俸表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合の基本給月額は、別表第10に定める昇格対応号俸表（以下「対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。
- 2 昇格の時期は、1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日とする。
 - 3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

（降格）

- 第14条 基本給表適用職員を降格（職員の職務の級を同一の基本給表又は副院長等基本年俸表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
- 一 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸
 - 二 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額の直近下位の額の号俸
 - 三 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸を超える額

のものであるとき 降格した級の最高の号俸

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 理事長は、前2項の規定による職員の基本給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本給月額を決定することができる。

(昇給)

第15条 基本給表適用職員が現に受けている基本給月額(第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額)を受けるに至ったときから、9月30日以前の1年間の期間における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下、この条において「昇給区分」という。)に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、10月1日から12月31日までの期間に受けた就業規則第99条に規定する懲戒処分及び同規則第107条に規定する矯正措置の事由及び勤務の状況を考慮するものとする。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇 給 区 分		昇給できる号俸数	
		管理職層	中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	V	8号俸以上	
勤務成績が特に良好	IV	6号俸	
勤務成績が良好	III	3号俸	4号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸	
勤務成績が良好でない	I	昇給しない	

二 55歳(医療職基本給表(一)又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員

昇 給 区 分		昇給できる号俸数
		管理職層・中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	V	4号俸以上

勤務成績が特に良好	Ⅳ	3号俸
勤務成績が良好	Ⅲ	2号俸
勤務成績がやや良好でない	Ⅱ	1号俸
勤務成績が良好でない	Ⅰ	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、1月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 第1項各号に掲げる表における、管理職層、中間層及び初任層に該当する職員の区分は、別表第11に定める基本給表別職員層区分表に定めるとおりとする。
- 4 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 5 職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 6 前項までに規定する昇給は、地域医療機構の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第16条 勤務成績が特に良好な基本給表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合はその限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために退職する場合

- 2 前項の昇給の時期は、退職の日又は死亡の日とする。

（表彰による昇給）

第16条の2 理事長の表彰を受けた場合は、第15条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。

- 2 前項の昇給の時期は、表彰を受けた日とする。

（再雇用職員の基本給月額）

第17条 再雇用職員（就業規則第79条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の基本給月額は、第12条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用される基本給表に定める再雇用職員の基本給月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

（任期付短時間勤務職員の基本給月額）

第18条 任期付短時間勤務職員の基本給月額は、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に就業規則第34条第1項ただし書きにより定められたその者の1週間についての勤務時間を就業規則第34条第1項本文に定める1週間についての勤務時間で除して得た数（以下「短時間勤務調整数」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第2節 年俸

（副院長等基本年俸表）

第19条 副院長等基本年俸表は、別表第12に定めるとおりとする。

2 副院長等基本年俸表は、副院長、統括診療部長、診療部長、医長及び介護老人保健施設長の職を占める職員（医療及び介護業務に従事する医師及び歯科医師に限る。以下「基本年俸表適用職員」という。）に適用する。

（初任給）

第20条 基本年俸表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、別表第13に定める副院長等基本年俸表級別標準職務表に定めるとおりとする。

2 新たに基本年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額（月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。）のうち、理事長の定める基準により決定した号俸とする。

（昇格等）

第21条 基本年俸表適用職員を昇格させる場合の基本年俸額は、別表第14に定める副院長等基本年俸表昇格対応号俸表（以下「基本年俸表対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。

2 昇格の時期は、その異動の日をもって昇格させる。

3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が基本年俸対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

4 同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動の時期は、当該欄の適用を受ける日とする。

(降格)

第 2 2 条 基本年俸表適用職員を降格させる場合におけるその者の基本年俸額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸
- 二 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額の直近下位の額の号俸
- 三 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸

2 理事長は、前項の規定による職員の基本年俸額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本年俸額を決定することができる。

(昇給)

第 2 3 条 基本年俸表適用職員が現に受けている基本年俸額（第 2 1 条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本年俸額）を受けるに至ったときから、4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの期間（以下「基本年俸表昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「基本年俸表昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇 給 区 分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	8 号俸以上
勤務成績が特に良好	IV	6 号俸
勤務成績が良好	III	3 号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2 号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

二 5 7 歳を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	4号俸以上
勤務成績が特に良好	IV	3号俸
勤務成績が良好	III	2号俸
勤務成績がやや良好でない	II	1号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

- 2 第1項の昇給の時期は、4月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 4 職員の基本年俸額がその属する職務の級における基本年俸の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 5 前項までに規定する昇給は、地域医療機構の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第24条 勤務成績が特に良好な職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本年俸額がその属する級における基本年俸の幅の最高額である場合はその限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために退職する場合

- 2 前項の昇給の時期は、退職の日又は死亡の日とする。

（月例年俸）

第25条 基本年俸表適用職員の月例年俸の額は、第20条から前条までの規定により定めた号俸に応じた月例年俸額とする。

(業績年俸)

- 第26条 基本年俸表適用職員の業績年俸の額は、年度単位で定めるものとし、第20条第2項に規定する場合を除き、理事長が定める基準により、当該職員の基本年俸表に定める業績年俸額に、前年度以前の当該職員の業務の実績を考慮の上、100分の70から100分の130までの範囲内で理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定める割合を乗じて得た額(同項に規定する場合は、同項の業績年俸額とする。)とする。
- 2 前項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により、当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長等が定める額を超える場合は、当該理事長等の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
- 3 第1項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長等が定める額を下回る場合は、当該理事長等の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とすることができる。
- 4 昇格、同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動、降格又は昇給(以下「昇格・昇給等」という。)により、副院長等基本年俸表における業績年俸額が増減する場合は、昇格・昇給等前において業績年俸の額について副院長等基本年俸表における業績年俸額に対して増減されていた額を、昇格・昇給等後の副院長等基本年俸表における業績年俸額に対して増減して得られる額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
- 5 第31条の規定により扶養手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、当該手当の支給額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 6 第59条の規定により地域手当を支給されている職員、第59条の2の規定により広域異動手当を支給されている職員又はこれらの手当の両方を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、これらの支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 7 第1項から前項までの規定により得られた業績年俸の総額は、理事長が前年度の各事業場の業績に応じて定める事業場ごとの総額を超えてはならない。超える場合は、第1項の規定により業績年俸の額が増加した基本年俸表適用職員の当該増加した額を一定の率で減じることにより調整するものとする。
- 8 業績年俸は、6月1日及び12月1日(以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。))がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員(就業規則第69条の規定により自己啓発等休業をした職員をいう。以下同じ。)を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第5項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第82条第1号に該当して解雇され、又は死

亡した職員（第87条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員のいずれかに該当する職員であった者

二 業績年俸に相当する給与の支給において本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、地域医療機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、地域医療機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び地域医療機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫等職員（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第3条の2に規定する国立高度専門医療研究センター（以下「国立高度専門医療研究センター」という。）の職員、独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）第2条に規定する独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）の職員その他の国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。）のうち理事長の定める者（以下「公庫・公団等職員」という。）

ホ 地方公務員（理事長の定める者に限る。以下第45条第3項を除いて同じ。）

ヘ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第2条第4項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職員のうち理事長が定める者（以下「行政執行法人職員」という。）

9 業績年俸の支給額は、6月及び12月に支給する場合とも、第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が定める額を減じて得た額）とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

- 10 当該年度の当該病院の業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中であっても、理事長が定めるところにより、当該病院の基本年俸表適用職員の業績年俸を減額する場合がある。
- 11 第9項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第8項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第100条の規定による懲戒解雇及び同規則第101条の規定による諭旨退職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第82条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し業績年俸を支給することが、職務に対する地域医療機構の社会的信頼を確保し、業績年俸に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による業績年俸の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、就業規則第94条に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俸の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俸の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

第29条 任期付短時間勤務職員の月例年俸額は、第25条の規定にかかわらず、同条の規定による月例年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第30条 新たに任期付短時間勤務職員となった者の業績年俸額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による業績年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 前項の適用を受けた職員の第26条第1項の規程を適用する場合においては、同項中「第20条第2項」とあるのは、「第30条第1項」と読み替えるものとする。

第3章 手当

第1節 扶養手当

（扶養手当）

第31条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - 三 満60歳以上の父母及び祖父母
 - 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - 五 重度心身障害者
- 3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。
- 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
 - 二 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(支給額)

- 第32条 扶養手当の月額は、第31条第2項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円)とする。
- 2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(届出)

- 第33条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長等に届け出なければならない。
- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(第31条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
 - 三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
 - 四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)
- 2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

(確認及び決定)

第34条 理事長等は、第33条第2項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 理事長等は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 理事長等は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第35条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第33条第1項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、これを受けている職員に更に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第33条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(事後の確認)

第36条 理事長等は、現に扶養手当の支給を受けている職員の全部又は一部について、その者の扶養親族が第31条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び

扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第34条第3項の規定を準用する。

第2節 住居手当

(住居手当)

第37条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長の定める職員を除く。）
- 二 第52条又は第54条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの

(支給額)

第38条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額
- 二 前条第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(届出)

第39条 新たに第37条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第40条 理事長等は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第37条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長等は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第41条 第39条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(支給の始期及び終期)

第42条 住居手当の支給は、職員が新たに第37条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第39条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後には、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第43条 理事長等は、現に住居手当の支給を受けている職員の全部又は一部について、その者が第37条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第3節 通勤手当

(通勤手当)

第44条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）

のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他次に掲げるもの（地域医療機構の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

イ 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

ロ 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

四 前３号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。

イ 住居が離島にある職員

ロ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和３０年労働省令第２２号）別表第一に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

（支給額）

第４５条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第１号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

二 前条第２号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員 ２，０００円

ロ 使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員 ４，２００円

ハ 使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員 ７，１００円

- ニ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 1
0,000 円
- ホ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 1
2,900 円
- ヘ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 1
5,800 円
- ト 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 1
8,700 円
- チ 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 2
1,600 円
- リ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 2
4,400 円
- ヌ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 2
6,200 円
- ル 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 2
8,000 円
- ヲ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 2
9,800 円
- ワ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600 円

三 前条第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前 2 号に定める額、第 1 号に定める額又は前号に定める額

2 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上若しくは通勤時間が 90 分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるもののうち、前条第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

3 前項の規定は、新たに基本給表の適用を受ける職員となった者のうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用に係る事情等を考慮して次の各号に掲げる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるものとする。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。

一 新たに基本給表の適用を受ける職員となった者（給与法第6条の俸給表の適用を受ける者、検察官、行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、国立病院機構若しくは国立高度専門医療研究センターその他理事長が定めるものを使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者から人事交流等により基本給表の適用を受ける職員となった者（次号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする事業場に在勤することとなった者

二 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第1項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（以下「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

（届出）

第46条 職員は、新たに第44条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長等に届け出なければならない。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、前項と同様とする。

一 事業場を異にして異動した場合

二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

（確認及び決定）

第47条 理事長等は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の

提示を求める等の方法により確認し、その者が第44条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長等は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第48条 通勤手当の支給は、職員に新たに第44条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第46条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 3 新たに基本給表の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第44条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第45条の規定による支給額の改定を行うものとする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えるときにおける通勤手当にあっては、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
- 5 第44条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。
- 6 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に独立行政法人地域医療機能推進機構旅費規程（平成26年規程第38号）による宿泊費を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。
- 7 第45条の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

(返納)

第49条 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

(事後の確認)

第50条 理事長等は、現に通勤手当の支給を受けている職員の全部又は一部について、その者が第44条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(支給単位期間)

第51条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

第4節 単身赴任手当

(単身赴任手当)

第52条 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項及び第54条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母若しくは同居の親族を介護すること。
- 二 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- 三 配偶者が引き続き就業すること。
- 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

3 第1項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
- 二 前号と同様に算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、

通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(支給額)

第53条 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額）とする。

2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。

3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | | |
|---|----------------------------|---------|
| 一 | 100キロメートル以上300キロメートル未満 | 8,000円 |
| 二 | 300キロメートル以上500キロメートル未満 | 16,000円 |
| 三 | 500キロメートル以上700キロメートル未満 | 24,000円 |
| 四 | 700キロメートル以上900キロメートル未満 | 32,000円 |
| 五 | 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 | 40,000円 |
| 六 | 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 | 46,000円 |
| 七 | 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 | 52,000円 |
| 八 | 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 | 58,000円 |
| 九 | 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 | 64,000円 |
| 十 | 2,500キロメートル以上 | 70,000円 |

(権衡職員の範囲等)

第54条 新たに職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前2条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

一 就業規則第77条第1項の規定により民間企業への出向を命ぜられた職員が職務に復帰したことに伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居すること

となった職員であつて、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

- 三 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情に準じて理事長が次に定める事情（以下「理事長の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- イ 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学すること。

ロ その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められるイに類する事情

- 四 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が次に定める特別の事情（以下「理事長の定める特別の事情」という。）により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転（給与法適用職員等であつた者から引き続き職員となった場合の当該適用及び就業規則第77条第1項の規定により民間企業への出向を命ぜられた職員が職務に復帰した場合を含む。以下この号において「異動等」という。）の直前の居住地（同一市町村内を含む。以下同じ。）に転居すること。

ロ 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。

ハ その他配偶者が職員と同居できないと認められるイ及びロに類する事情

- 五 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあつては、理事長の定

める事情)により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの(当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長等が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七 第2号から前号の規定中「事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い」とあるのを「給与法適用職員等から人事交流等により引き続き基本給表の適用を受ける職員となったこと又は復帰等に伴い」と、「異動又は事業場の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

2 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当(給与法適用職員等が受ける第52条又は前項各号に基づく単身赴任手当に相当する手当をいう。)の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

(届出)

第55条 新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類(住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類(これらの書類の写しを含む。))を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長等に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第56条 理事長等は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長等は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第57条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が第52条又は第54条第1項各号に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第55条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第58条 理事長等は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 理事長等は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第5節 地域手当

(地域手当)

第59条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第15に定める地域手当支給区分表の支給事業場(以下、この条において「支給事業場」という。)に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分(以下、この条において「支給区分」という。)に応じて、当該各号に掲げる割合(以下、この条において「支給割合」という。)を乗じて得た額とする。

一 1級地 100分の20

- 二 2級地 100分の16
- 三 3級地 100分の15
- 四 4級地 100分の12
- 五 5級地 100分の10
- 六 6級地 100分の6
- 七 7級地 100分の3

3 支給事業場の支給区分及び支給割合は、別表第15に定める地域手当支給区分表の支給区分及び支給割合とする。

4 支給割合が100分の16以上の事業場以外の事業場に在勤する医療職基本給表（一）又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員には、第2項の規定にかかわらず、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

5 支給事業場に在勤する職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する事業場に係る支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に係る支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する事業場が支給事業場に該当しないこととなる時は、当該職員には、前項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前4項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する事業場を異にして異動した場合にその他理事長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

6 給与法適用職員等であった者が、引き続き基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員となり、支給割合が100分の18の支給事業場以外の事業場に在勤することとなった場合において、次の各号のいずれにも該当する職員で、基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受けることとなった日（以下この項において「適用日」という。）前2年以内の給与法適用職員等として勤務していた期間（常時勤務に服す

る者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この項において「対象期間」という。)を基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものに、地域手当を支給する。

一 人事交流等により基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員となった者であること。

二 対象期間に人事院規則 9－4 9（地域手当）第 2 条に規定する地域において勤務していた者（適用日前 2 年間以内の期間において、かつて基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き給与法適用職員等となったものにあつては、当該期間に支給事業場において勤務していた者）であること。

7 地域手当の支給は、第 4 条の規定を準用する。

第 5 節の 2 広域異動手当

（広域異動手当）

第 5 9 条の 2 職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法（航空機を除く。）により算定した事業場間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事業場の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業場との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも 6 0 キロメートル以上であるとき（当該住居と事業場との間の距離が 6 0 キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業場との間の距離が 6 0 キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から 3 年を経過する日までの間、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業場への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が定める場合は、この限りでない。

一 3 0 0 キロメートル以上 1 0 0 分の 1 0

二 6 0 キロメートル以上 3 0 0 キロメートル未満 1 0 0 分の 5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から 3 年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に

係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 人事交流等職員（給与法適用職員等であった者から引き続き基本給表等の適用を受ける職員となった者（人事交流等により職員となった者に限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は準異動職員（就業規則第89条第3号、第4号又は第8号の規定による休職から復職することその他異動等に準ずるものとして理事長が定めるものがあつた職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものに対する広域異動手当の支給は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 人事交流等職員が職員となつた日以前3年以内の期間（理事長が定める場合はその期間）を職員として勤務していたものとした場合に第1項の支給要件を具備することとなるときは、同項の規定により支給されることとなる期間及び月額の広域異動手当を支給する。

二 準異動職員の当該異動等に準ずるもの（以下この号及び次項において「準異動等」という。）があつた日の前日の勤務場所から準異動等の直後の勤務場所への準異動等を異動等とみなした場合に第1項の支給要件を具備することとなるときは、当該準異動等があつた日から3年を経過する日までの間、同項の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当を支給する。

- 4 前項の規定により、広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、広域異動手当（次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日から引き続くものに限る。）が支給されることとなる間の異動等により第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものに対する広域異動手当については、第2項の規定を準用する。ただし、理事長が定める準異動職員については、別に理事長が定めるところによる。

一 人事交流等職員 職員となつた日

二 準異動職員 準異動等があつた日

- 5 第2項、前項又はこの項に規定する職員のうち、引き続き広域異動手当が支給されることとなる間の異動等によって第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現に支給されることとされている広域異動手当（以下この項において「現給広域異動手当」という。）の支給割合を上回るとき又は現給広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該異動等の日以後は現給広域異動手当を支給せず、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現給広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては現給広域異動手当が支給されることとなる期間は当該広域異動手当は支給せず、当該広域異動手当の支給割合が当該期間は支給しない広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当該広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては同日以後は当該

期間の終了後も当該広域異動手当を支給しない。

- 6 前五項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前五項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前五項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

第6節 寒冷地手当

(寒冷地手当)

第60条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（次条において「基準日」という。）において別表第16に定める寒冷地手当支給区分表に掲げる事業場に在勤する職員（次条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

(支給額)

第61条 前条第1号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	29,400円	16,200円	11,500円
2級地	26,000円	14,500円	9,800円
3級地	25,100円	14,300円	9,600円
4級地	19,800円	11,400円	8,200円
備考1 「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。 一 扶養親族を有する者 二 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者 2 この条において「扶養親族」とは、第31条第2項に規定する扶養親族であって、かつ、第33条の規定による届出がなされているものをいう。 3 新たに職員となった者に扶養親族があり、又は職員に第33条に掲げる事実が生じ、その届出が職員となった日又は基準日の後になされた場合で当該届出が職員となった日又は当該事実の生じた日から15日以内になされたときは、当該届出に係る扶養親族は、職員となった日又は当該事実の生じた日から扶養親族として取り扱うものとする。			

- 2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前

項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 一 第87条第2項、第3項又は第5項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第2項、第3項又は第5項の規定による割合を乗じて得た額
 - 二 第97条の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
 - 三 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる職員 零
 - イ 就業規則第89条第2号に掲げる事由に該当して休職にされている職員
 - ロ 就業規則第89条の規定により休職にされている職員（イに掲げる職員を除く。）のうち、第86条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員
 - ハ 就業規則第99条の規定により停職にされている職員
 - ニ 就業規則第30条ただし書の許可を受けている職員
 - ホ 自己啓発等休業職員
 - ヘ 就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員
- 3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を第4条第5項に規定する日割計算を準用して得た額とする。
- 一 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
 - 二 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
 - 三 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
 - 四 基準日において前項第1号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第87条第2項、第3項又は第5項の規定による割合が変更された場合
- 4 第1項の表に掲げる地域の区分は、別表第16のとおりとする。

第7節 役職手当

（役職手当）

第62条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員、独立して職務を行うことのできる職員及びこれらに準ずる職員に対して支給する。

- 2 前項の職員は、別表第17に定める役職手当適用区分表（以下「役職手当適用区分表」という。）に掲げる職名を占める職員とする。
- 3 役職手当の月額は、役職手当適用区分表の区分に応じ同表に定める額とする。

- 4 役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。
- 5 役職手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 6 役職手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

第8節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第63条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 夜間看護等手当
- 二 救急医療体制等確保手当
- 三 特殊業務手当
- 四 時間外手術等従事手当

(夜間看護等手当)

第64条 夜間看護等手当は、職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる勤務時間の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

勤務時間の区分		職 種 の 区 分		
		医師又は歯科医師	保健師、助産師、看護師又は准看護師	その他の職種
その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合（休憩時間を控除しない）		9,900円	8,600円	6,000円
その勤務時間が深夜の一部を含む	深夜における勤務時間が4時間以上である場合	4,800円	4,200円	2,900円

勤務で あ合時 る場 合(休 憩を す る 間 除 く)	深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	4, 300 円	3, 500 円	2, 600 円
	深夜における勤務時間が2時間未満である場合	2, 900 円	2, 400 円	1, 800 円

(救急医療体制等確保手当)

第65条 救急医療体制等確保手当は、医師、歯科医師又は助産師である職員が次項又は第6項に規定する業務に従事した場合（第5項及び第7項において準用する場合を含む。）に支給する。

2 次の各号に掲げる病院（理事長が定めるときはその一部）において、医師又は歯科医師である職員が、各病院の診療時間外（第4項各号に掲げる時間帯をいう。）に救急外来患者にかかる1時間以上の診療業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。本条において同じ。）に従事した場合は、当該診療業務に従事した回数1回につき、次項に定める額を支給する。

- 一 所在する地域において第3次救急医療を担当する病院として理事長が定めるもの
- 二 所在する地域において第2次救急医療を担当する病院として理事長が定めるもの
- 三 前2号に準ずるものとして理事長が定めるもの

3 前項の額は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる額とする。

- 一 第2号及び第3号に掲げる場合以外の場合 6, 000 円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は3, 000 円）
- 二 次の診療業務に従事した場合（次号に該当するものを除く。） 12, 000 円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は6, 000 円）
 - イ 前項第1号に該当する病院において、第3次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
 - ロ 前項第2号に該当する病院において、第2次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの

三 前号イ又はロの診療業務に従事した時間（次項第2号に掲げる時間帯のものに限る。）が8時間以上の場合 18, 000 円

4 第2項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに1回とする。

- 一 休診日（祝日、年末年始の休日、土曜日若しくは日曜日に限る。）の午前8時30分から午後5時15分までの間又は休診日以外で理事長が定める時間帯
- 二 午後5時15分（診療時間の終了時刻が午後5時15分より後の場合は当該時刻）から翌日午前8時30分（診療時間の開始時刻が午前8時30分より前の場合は当

該時刻)までの間

- 5 第73条第2項に規定する救急呼出(同条第3項に該当する場合及びこれに準ずるものを含む。)により、第2項に規定する診療業務に従事した場合は、前3項の規定を準用する。
- 6 医師が分娩業務(当該業務に際して行われる業務で理事長が定めるものを含む。)に従事した場合は、当該業務に従事した回数1回につき、10,000円を支給する。
- 7 前項の規定は、理事長が定める要件に該当する助産師について準用する。

(特殊業務手当)

- 第66条 特殊業務手当は、別表第18に定める特殊業務手当支給区分表(以下「特殊業務手当支給区分表」という。)の種別欄に掲げる職員に対して支給する。
- 2 前項の手当の額は、1月当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じた月額欄に定める額とする。
 - 3 特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特殊業務手当は支給しない。
 - 4 特殊業務手当の支給は、第4条の規定を準用する。

(時間外手術等従事手当)

- 第66条の2 理事長が示す要件に該当する病院において、開始時刻が休日、時間外又は深夜における手術又は、診療報酬点数1,000点以上の処置(以下「手術等」という。)を実施した医師(1件の手術等において複数の医師が実施した場合には、すべての医師)に対して支給する。
- 2 前項の手当の額は、手術等1件につき、それぞれ各号に定める額の時間外手術等従事手当を支給する。
 - 一 所属長が定める休診日に開始される手術等に従事した場合 5,000円
 - 二 深夜に開始される手術等に従事した場合 5,000円
 - 三 所属長が定める診療時間以外の時間に開始される手術等に従事した場合(前2号に規定する場合を除く。) 2,500円
 - 3 前項に定める額によりがたい場合は、理事長が別に定める額とする。

第9節 附加職務手当

(附加職務手当)

- 第67条 附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務(「本務」という。)以外の所属長(就業規則第5条の所属長をいう。)の命令により特に附加された職務(「附加職務」という。)のうち、地方公共団体等の要請等による診療援助の業務等理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

第10節 超過勤務手当等

(超過勤務手当)

第68条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員には、第6項を除き適用しない。

2 超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務（第3号及び第4号に該当する場合を除く。） 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務（第3号及び第4号に該当する場合を除く。） 100分の135

三 第4項に規定する勤務（次号に該当する場合を除く。）

イ 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

ロ 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

四 第5項に規定する勤務 100分の150

3 前項各号に掲げる勤務のうち、深夜である勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額を前項の額に加えて支給する。

4 第2項第3号に規定する勤務は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第2項の規定に基づき定められた労働時間の延長の限度を超えることとなる勤務とする。

5 第2項第4号に規定する勤務は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。

ただし、就業規則第46条に規定する代替休暇を取得したときは、当該代替休暇に代えられた部分を除くものとする。

6 役職手当の支給を受ける職員が正規の勤務時間を超えて勤務した場合には、第3項に該当する勤務に限り、第4項及び第5項を除き本条を準用する。

(休日給)

第69条 就業規則第42条に規定する祝日法による祝日（就業規則第43条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、就業規則第42条に規定する年末年始の休日（就業規則第43条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ

た職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員には、適用しない。

(夜勤手当)

第70条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第11節 宿日直等手当

第71条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 宿日直手当
- 二 救急呼出待機手当

(宿日直手当)

第72条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 医師の宿日直勤務 21,000円
 - 二 医師以外の宿日直勤務 6,100円
- 2 前項の勤務は、第68条から第70条までの勤務には含まれないものとする。
- 3 第1項に定める額によりがたい場合は、理事長が別に定める額とする。

(救急呼出待機手当)

第73条 理事長が定める要件に該当する病院において、救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員(次の各号に掲げる職員に限る。)には、その待機1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間(救急呼出により勤務した時間を含む。)が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 副院長等基本年俸表又は医療職基本給表(一)の適用を受ける職員 5,000円
 - 二 医療職基本給表の適用を受ける職員(第1号に掲げる者を除く。) 2,000円
 - 三 前2号のほか救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員(理事長が定めるものに限る。) 2,000円
- 2 前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間(祝日法による休日等又は年末年始の休日等を含む。)において、救急医療等の業務(理事長が定めるものに限る。)

の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。

- 3 時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第1項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

第12節 医師等派遣手当

(医師等派遣手当)

第74条 医師等派遣手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- 一 医師である職員が、在勤する病院から、次項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、診療等の業務に従事したとき
 - 二 助産師、看護師又は薬剤師である職員が、在勤する病院から、第3項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、助産業務、看護業務又は薬剤業務に従事したとき
 - 三 保健師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものである職員が、在勤する病院から、第3項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、保健業務、看護業務、診療放射線業務、診療エックス線業務、臨床検査業務、衛生検査業務、栄養業務、臨床工学業務、理学療法業務、作業療法業務、視能訓練業務、言語聴覚業務、救急救命業務、歯科衛生業務、歯科技工業務、あん摩マッサージ指圧業務、心理療法業務及び理事長が定めるものの業務に従事したとき
- 2 前項第1号の要件は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 当該病院の医師の数が、医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項第1号の規定により有しなければならない医師の数に理事長が定める割合を乗じた数以下である場合
 - 二 医師の数が前号に準ずる状況にあるなど、当該病院の医師確保が極めて困難であると理事長が認める場合
 - 三 前2号に該当せず、かつ、当該病院の医師の確保又は診療機能の確保を図るために医師を派遣することについて、当該病院と派遣される職員が在勤する病院の院長間の合意書がある場合（理事長が定めるものに限る。）
- 3 第1項第2号及び第3号の要件は、当該病院の助産師、看護師、薬剤師、保健師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものの確保が極めて困難であると理事長が認める場合とする。
- 4 第1項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 第2項第1号又は第2号に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合 20,

000円

二 第2項第3号に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合 10,000円

三 前項に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合

イ 助産師及び看護師 4,000円

ロ 薬剤師 7,000円

ハ 保健師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるもの 4,000円

5 前項に定める額によりがたい場合は、理事長が別に定める額とする。

第13節 役職職員特別勤務手当

(役職職員特別勤務手当)

第75条 役職職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 役職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第39条の規定に基づく休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合（深夜に勤務した場合を除く。）

二 役職手当の支給を受ける職員（副院長等基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、第73条第1項の要件に該当する病院において、次に定める勤務を行った場合（深夜に勤務した場合を除く。）

イ 宿日直勤務を行っている際に、診療等の業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。）を行った場合

ロ 第73条による救急呼出により勤務した場合

ハ イ又はロに準ずるものとして理事長が定める勤務を行った場合

2 前項の手当の額は、勤務1回につき、次に掲げる区分に応じ定める額とする。

一 副院長等基本年俸表の適用を受ける職員

区 分		支給額（6時間を超える勤務の場合）
役職手当 の種別	一種	15,500円（23,250円）
	二種	14,000円（21,000円）
	三種	12,500円（18,750円）

二 一以外の職員

区 分	支給額（6時間を超える勤務の場合）
-----	-------------------

役職手当 の種別	一種	12,000円(18,000円)
	二種	10,000円(15,000円)
	三種	8,500円(12,750円)
	四種	7,000円(10,500円)
	五種	6,000円(9,000円)

第14節 業績手当

(業績手当)

第76条 業績手当は、地域医療機構及び職員の業績に応じて支給する。

2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。ただし、第1号及び第2号の規定は、基本年俸表適用職員には適用しない。

- 一 基礎的支給部分
- 二 業績反映部分
- 三 年度末賞与

(基礎的支給部分)

第77条 基礎的支給部分は、6月1日及び12月1日（以下この条から第80条まで及び第90条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第5項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第82条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第87条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

- 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員のいずれかに該当する職員であった者
- 二 業績手当（年度末賞与を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、地域医療機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、

地域医療機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。)

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び地域医療機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫・公団等職員

ホ 地方公務員

ヘ 行政執行法人職員

2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に、100分の125を乗じて得た額（役職手当の支給を受けている職員にあっては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4 第2項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

5 事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務が係長及び係主任以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮してこれに相当する職員として当該各基本給表につき理事長の定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に理事長の定める職名の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の基礎的支給部分算定基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一

時差し止めた基礎的支給部分)は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第100条の規定による懲戒解雇及び同規則第101条に規定する諭旨退職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第82条の規定により解雇された職員(同条第1号に該当して解雇された職員を除く。)
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第79条 理事長等は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、就業規則第105条に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長等は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

- 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長等は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(業績反映部分)

第80条 業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員（休職にされている者（第87条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第68条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員を除く。）に対し、基準日以前の直近の期間（4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間とする。）の業績及び基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の第6条第5項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第82条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（次に掲げる職員を除く。）についても、同様とする。

- 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において休職にされている者（第86条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第68条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、及び自己啓発等休業職員のいずれかに該当する職員であった者
- 二 業績手当（年度末賞与及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、地域医療機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、地域医療機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）
- 三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び地域医療機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われ

る人事交流によらないものを除く。)

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫・公団等職員

ホ 地方公務員

ヘ 行政執行法人職員

- 2 業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める業績反映部分の額の、その者が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えない範囲内で理事長が前年度の各事業場の業績に応じて定める事業場ごとの総額を超えてはならない。

- 一 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員（第3号に掲げる者を除く。）

当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の125を乗じて得た額の総額

- 二 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員（第4号に掲げる者を除く。）

当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

- 三 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける再雇用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に6月に支給する場合においては100分の54.5、12月に支給する場合においては100分の65.5を乗じて得た額の総額

- 四 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない再雇用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に6月に支給する場合においては100分の44.5、12月に支給する場合においては100分の55.5を乗じて得た額の総額

- 3 前項の業績反映部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

- 4 各職員の業績反映部分の額は、当該職員の業績反映部分算定基礎額に第2項各号に掲げる職員の区分ごとに理事長が定める割合を乗じた額を超えてはならない。

- 5 第77条第5項の規定は、第2項の業績反映部分算定基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第80条第3項」と読み替えるものとする。

- 6 前2条の規定は、第1項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この場合において、第78条中「前条第1項」とあるのは「第80条第1項」と読み替えるものとする。

(年度末賞与)

第81条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の経常収支が良好な病院に、3月31日（以下この条において「基準日」という。）に在職する職員（休職にされている者（第87条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち当該年度の4月1日から基準日の前日までの間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員以外の職員、就業規則第68条の規定により介護休業をしている職員のうち当該年度の4月1日から基準日の前日までの間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員を除く。）に対し、第6条第6項に定める支給日に支給する。当該病院に基準日に併任されている職員（当該病院における勤務時間が1週間あたり30時間以上の者（前段の規定により年度末賞与を支給される職員を除く。）に限る。）についても、同様とする。

2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該病院の当該年度の経常収支及び当該年度末の短期借入金の残高の状況により定めた病院ごとの総額を超えてはならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第100条の規定による懲戒解雇及び同規則第101条に規定する諭旨退職の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第82条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）

三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられたもの

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、職務に対する地域医療機構の社会的信頼を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

第 15 節 医師手当

(医師手当)

第 82 条 医師及び歯科医師に医師手当を支給する。

2 医師手当の支給は、第 4 条の規定を準用する。

(支給額)

第 83 条 医師手当は、次に掲げる職を占める職員に支給する。

- 一 医療職基本給表（一）又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職
 - 二 医療職基本給表（一）以外の基本給表の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）に規定する歯科医師免許証を有する者の占める職に限る。）
- 2 医師手当は、次に掲げる支給種別に区分して支給する。支給種別の区分は、別表第 19 に定める医師手当支給種別区分表による。
- 一 一種から五種 前項第 1 号に該当する職
 - 二 六種 前項第 2 号に該当する職
- 3 医師手当の額は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を 1 年度とし、その後年度を迎えるごとに 1 を加算した年度数に応じ、前項の区分による別表第 20 に定める医師手当月額表の額を月額とし、その額を当該年度の間支給する。
- 4 前項により支給している事業場（以下「併任元」という。）を異にする事業場（以下「併任先」という。）に併任されている職員（以下「併任職員」という。）に対しては、第 2 号の額が第 1 号の額を超える場合には、前項の定額部分の支給とは別に、併任先において、第 2 号の額から第 1 号の額を差し引いた額を併任職員が併任先に勤務した日数に応じて支給する。
- 一 併任職員の併任元において支給されている定額部分の別表第 20 の額
 - 二 併任職員の併任先を併任元とした場合に支給されることとなる定額部分の別表第 20 の額
- 5 医師の欠員の補充を促進するために、第 2 項の事業場ごとに定められている支給種別を変更する必要がある場合には、理事長の定める基準により支給種別の変更をすることができる。

第 16 節 医療専門資格手当

(医療専門資格手当)

第 83 条の 2 医療専門資格手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- 一 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 37 条の 2 第 2 項第 4 号

に規定する特定行為研修を修了し、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為を行う助産師又は看護師（看護部長及び副看護部長を除く。以下、この項において「看護師等」という。） 3,000円（ただし、理事長が別に定める場合は、5,000円。なお、第2号及び第3号に規定する者にあつては、それぞれ同号に掲げる額を加算した額）

二 公益社団法人日本看護協会による専門看護師の認定を受けている看護師等で、その当該認定に係る看護分野の業務に従事する者 5,000円

三 公益社団法人日本看護協会による認定看護師の認定を受けている看護師等で、その当該認定に係る看護分野の業務に従事する者 3,000円

四 一般社団法人日本医療薬学会によるがん専門薬剤師の認定を受けている薬剤師（薬剤部長及び副薬剤部長を除く。）で、その当該認定に係る専門領域の薬剤業務に従事する者 3,000円

2 医療専門資格手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたりその資格が直接役立つと認められる業務に全く従事していない場合には医療専門資格手当は支給しない。

3 医療専門資格手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第17節 診療看護師手当

（診療看護師手当）

第83条の3 診療看護師手当は、理事長が認める資格認定を受け、当該分野の業務に従事した看護師長、副看護師長、助産師又は看護師に対して支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 看護師長又は副看護師長、助産師若しくは看護師（次号に該当する場合を除く。）
5,000円

二 副看護師長、助産師又は看護師（理事長が別に定める場合） 40,000円

3 診療看護師手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたりその資格が直接役立つと認められる業務に全く従事していない場合には診療看護師手当は支給しない。

4 診療看護師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第4章 給与の特例等

（再雇用職員の給与）

第84条 第31条から第36条まで、第59条第4項から第6項まで、第82条及び第83条の規定は、再雇用職員には適用しない。

（任期付短時間勤務職員の給与）

第85条 第31条から第43条まで、第52条から第58条まで、第60条、第61

条及び第 8 1 条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

- 2 任期付短時間勤務職員のうち、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数が 1 0 回に満たない職員については、第 4 5 条第 1 項第 2 号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の 2 分の 1 の額とする。
- 3 任期付短時間勤務職員の役職手当の額は、第 6 2 条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 4 任期付短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は第 6 6 条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じた額とする。
- 5 任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第 6 8 条第 2 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額とする。
- 6 任期付短時間勤務職員における第 6 8 条第 2 項第 3 号に規定する勤務は、前項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第 3 6 条第 2 項の規定に基づき定められた労働時間の延長の限度を超えることとなる勤務とする。
- 7 任期付短時間勤務職員における第 6 8 条第 2 項第 4 号に規定する勤務は第 5 項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について 6 0 時間を超えることとなる勤務とする。
- 8 任期付短時間勤務職員の医師手当の額は、第 8 3 条第 3 項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 9 任期付短時間勤務職員の医療専門資格手当の額は、第 8 3 条の 2 第 3 項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 1 0 任期付短時間勤務職員の診療看護師手当の額は、第 8 3 条の 3 第 4 項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

（給与の減額）

第 8 6 条 職員が勤務しないときは、就業規則第 3 9 条に規定する休日、祝日法による休日等及び年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（休職者の給与）

第 8 7 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号。以下「労災法」という。）に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第 8 9 条第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額（労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 7 6 条による休業補償及び労災法第 1 4 条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和 4 9 年労働省令第 3 0 号）第 3 条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）

を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第89条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸に理事長が別に定める割合を乗じて得た額（以下「業績年俸定額」という。）のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第89条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が就業規則第89条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
- 5 職員が就業規則第89条に基づく次の各号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ次の割合を支給する。
 - 一 就業規則第89条第3号から第6号までの規定に該当して休職にされた場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の70以内
 - 二 就業規則第89条第6号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害（派遣法に定める派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害を含む。）を受けたと認められるとき 100分の100以内
 - 三 就業規則第89条第9号の規定に該当して休職にされた場合 100分の100以内
- 6 就業規則第89条の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第77条第1項又は第26条第8項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第82条第1号の規定により解雇され、又は死亡したときは、第6条第5項に定める支給日に、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額を支給する。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額の支給については、第78条及び第79条又は第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第78条中「前条第1項」及び第27条中「前条第8項」とあるのは、「第87条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 第2項から第5項までの規定による業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の算出における在職期間は、その休職期間の2分の1の期間を除算した期間とする。ただし、就業規則第89条第3号から第5号までの規定による休職から復職した最初の基準日における業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の

在職期間は、その休職期間を除算しないものとする。なお、国以外の者から当該期間に係る業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額に相当する給与が支給される場合には当該休職の期間は除算する。

- 10 第2項から第5項までの規定による基本給又は月例年俸、地域手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（国際機関等への派遣職員の給与）

第88条 就業規則第89条第8項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）には、理事長の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、基本給又は月例年俸扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額（以下この条において「給与」という。）のそれぞれ100分の100以内で理事長が決定した額を支給することができる。

- 2 派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、派遣職員には給与を支給しない。
- 3 第6条第8項の規定にかかわらず、第1項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。
- 4 派遣職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

（育児休業者の給与）

第89条 就業規則第65条の規定により育児休業をしていた職員には、育児休業期間中、給与を支給しない。

- 2 第77条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当又は業績年俸を支給する。
- 3 前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
- 一 就業規則第65条の規定により育児休業をしていた期間の2分の1の期間
 - 二 停職者及び専従休職者として在職した期間
 - 三 休職にされていた期間（公庫・公団等の職員及び地方公務員として在職した期間を除く。）
- 4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の100分の100に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、第92条の規定により基本給月額又は月例年俸を調整することができる。

（育児短時間勤務職員の給与）

- 第90条 就業規則第66条の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の基本給月額、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 基本年俸表適用職員である育児短時間勤務職員の月例給額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。
 - 3 育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
 - 4 育児短時間勤務職員の役職手当の額は、第62条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 5 育児短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は、第66条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 6 育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第68条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。
 - 7 育児短時間勤務職員における第68条第2項第3号に規定する勤務は、前項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第2項の規定に基づき定められた労働時間の延長の限度を超えることとなる勤務とする。
 - 8 育児短時間勤務職員における第68条第2項第4号に規定する勤務は第5項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。
 - 9 育児短時間勤務職員の医師手当の額は、第83条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 10 育児短時間勤務職員の医療専門資格手当の額は、第83条の2第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 11 育児短時間勤務職員の診療看護師手当の額は、第83条の3第4項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 12 育児短時間勤務職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
 - 13 育児短時間勤務職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が

受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

- 14 育児短時間勤務職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

（育児時間の期間における給与の取り扱い）

第91条 就業規則第67条の規定により育児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- 2 取得した育児時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（介護時間の期間における給与の取り扱い）

第91条の2 就業規則第68条の2の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- 2 取得した介護時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（特定短時間勤務職員の給与）

第91条の3 就業規則第69条の2の規定により特定短時間勤務をしている職員（以下「特定短時間勤務職員」という。）の基本給月額は、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 特定短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
- 3 特定短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は、第66条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 4 特定短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第68条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。
- 5 特定短時間勤務職員における第68条第2項第3号に規定する勤務は、前項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第2項の規定に基づき定められた労働時間の延長の限度を超えることとなる勤務とする。
- 6 特定短時間勤務職員における第68条第2項第4号に規定する勤務は第5項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。

- 7 特定短時間勤務職員の医師手当の額は、第83条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 8 特定短時間勤務職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 9 特定短時間勤務職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 10 特定短時間勤務職員の業績手当の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

（復職時調整）

第92条 就業規則第89条の規定により休職にされ、若しくは同規則第30条により専従許可を受けていた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、同規則第65条、第68条若しくは第69条の規定により休業をした職員が復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、休業又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休 職 等 の 期 間	換算する率
業務又は通勤による傷病に係る休職（休暇）、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職、研究・共同研究等及び機関設立援助の休職、営利企業役員等兼業休職、在籍出向休職の期間	3分の3以下
派遣職員の派遣の期間	
専従許可の有効期間	3分の2以下
介護休業の期間	2分の1以下

結核性疾患による休職(休暇)	2 分の 1 以下
非結核性疾患による休職(休暇) 及び行方不明者(業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。)の期間	3 分の 1 以下
刑事事件による休職の期間(無罪判決を受けた場合に限る。)	3 分の 3 以下
育児休業をした期間	1 0 0 分の 1 0 0 以下
自己啓発等休業の期間(大学等における修学(当該職員の職務に特に有用であると認められるものに限る。)及び国際貢献活動のための休業の期間)	1 0 0 分の 1 0 0 以下
(上記以外の大学等における修学のための休業の期間)	1 0 0 分の 5 0 以下

- 2 派遣職員が職務に復帰した場合又は次項に定めるこれに準ずる場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、理事長等は調整することができる。
- 3 前項においてこれに準ずる場合は、次の各号のいずれかに該当して休職にされた職員又は休業をした職員が復帰した場合とする。
 - 一 学校、研究所、病院その他理事長の指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は理事長の指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合(次号又は第六号に該当する場合を除く。)
 - 二 国及び行政執行法人以外の者が国若しくは行政執行法人と共同して、又は国若しくは行政執行法人の委託を受けて行う科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は理事長が当該研究に関し指定する施設において従事する場合(第六号に該当する場合を除く。)
 - 三 法令の規定により国が必要な援助又は配慮をすることとされている公共的機関の設立に伴う臨時的必要に基づき、これらの機関のうち、理事長が指定する機関において、その職員の職務と関連があると認められる業務に従事する場合
 - 四 育児休業の承認を受けた場合
 - 五 自己啓発等休業の承認を受けた場合
 - 六 日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関及びこれらに準ずる機関からの要請に応じ、当該機関の業務に従事させるため、職員を派遣する場合
- 4 派遣職員がその派遣期間中に退職する場合において、他の職員と均衡上特に必要があると認められるときは、理事長等は調整することができる。

(介護休業期間における給与の取り扱い)

第93条 職員が就業規則第68条に規定する介護休業の承認を受けて介護休業した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

2 承認された介護休業期間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（専従許可における給与の取り扱い）

第94条 職員が就業規則第30条及び第31条の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算する。

（短期従事許可における給与の取り扱い）

第95条 職員が就業規則第29条の規定に基づき、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業務手当又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（自己啓発等休業における給与の取り扱い）

第96条 職員が就業規則第69条の規定に基づき、自己啓発等休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

2 自己啓発等休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

（基本給の半減）

第97条 第86条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

2 前項の基本給及び月例給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。

一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められるもの

二 精神障害のため業務につかせることが著しく不適当と認められるもの

3 第1項の勤務しない期間には、病気休暇等（次の各号に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の就業規則第39条に規定する休日、祝日法による休日等、年末年始の休日等その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の独立行政法人地域医療機能推進機構職員勤務時間等規程（平成26年規程第21号）第21条に規定する「病気休暇を使用した日等」を除く。）が含まれるものとする。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 独立行政法人地域医療機能推進機構安全衛生管理規程（平成26年規程第49号。以下「安全衛生管理規程」という。）第25条の規定により安全衛生管理規程別表第5に規定する生活規制の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規制の面Bへの指導区分の変更を受け、同条第3項の事後措置を受けた場合

4 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項について同じ。）につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

6 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の理事長の定める期間の前後の勤務しない期間は引き続いているものとする。

7 月又は月の中途において基本給又は月例給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき基本給又は月例給の半額が減ぜられる場合における基本給又は月例給は、当該給与期間の現日数から就業規則第39条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第5章 規程の実施

（規程の実施）

第98条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第76号)

(施行期日)

この規程は、平成26年9月1日から施行し、改正後の第72条第3項及第74条第5項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年規程第87号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年12月1日から施行し、改正後の第45条第1項第2号、第80条第2項の規定、別表第1から別表第6及び別表第12は、平成26年4月1日から適用する。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

第2条 平成26年前期の評価期間の全部を良好な成績で勤務した職員(55歳(医療職基本給表(一))又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員は除く。)の昇給の号俸数は、3号俸(医療職(二)基本給表、医療職(三)基本給表、事務職基本給表の適用を受ける職員で、その職務の級が6級以上であるもの並びに教育職基本給表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級の職員にあっては、2号俸)とすることを標準として、平成27年1月1日の昇給を1号俸抑制する。

(業績反映部分に関する特例)

第3条 第80条第2項の取り扱いについて、平成26年12月支給分は、同条同項第1号の「100分の95」とあるのは「100分の102.5」と、同条同項第2号の「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と読み替えるものとする。

附 則 (平成26年規程第92号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第3号)

(施行期日)

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成２７年規程第８号）

（施行期日）

第１条 この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第２条 平成２７年４月１日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置）

第３条 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成３０年３月３１日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

２ 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（前２項に規定する職員を除く。）について、これらの規定による基本給又は月例年俸額（以下「基本給等」という。）を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前項の規定に準じて、基本給等として支給する。

３ 切替日以降に新たに基本給表又は基本年俸表の適用を受けることとなった職員について、その異動の事情等を考慮して前２項の規定による基本給等を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前２項の規定に準じて、基本給等を支給する。

第４条 前条の規定により基本給等が支給される職員については、独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）中「基本給月額」とあるのは「基本給月額と独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成２７年規程第８号）附則第３条各項の規定による基本給の合計額」と、「月例給」とあるのは「月例給と独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成２７年規程第８号）附則第３条各項の規定による月例給の合計額」と読み替えて適用する。

（地域手当に関する経過措置）

第５条 この規程の施行の際現に職員給与規程第５９条第５項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程第５９条第１項の適用を受けている職員が切替

日にその在勤する事業場を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する同条第5項の規定の適用については、同項中「支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合」とあるのは、「独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第8号）による改正前の支給割合（理事長が定める場合には、当該割合を超えない範囲内で同規程による改正前の支給割合に係る理事長が定める割合」とする。

附 則（平成27年規程第24号）

（施行期日）

この規程は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年規程第26号）

（施行期日）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第44号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年12月1日から施行する。

（業績反映部分に関する特例）

第2条 第80条第2項の取り扱いについて、平成27年12月支給分は、同条同項第1号の「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同条同項第2号の「100分の80」とあるのは「100分の85」と、同条同項第3号の「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、同条同項第4号の「100分の37.5」とあるのは「100分の40」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年規程第4号）

（施行期日）

この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

附 則（平成28年規程第15号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(広域異動手当に関する経過措置)

第2条 切替日前に職員が在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第59条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

附 則 (平成29年規程第4号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年1月1日から施行し、改正後の第80条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(業績反映部分に関する特例)

第2条 第80条第2項の取り扱いについて、平成28年12月支給分は、同条同項第1号の「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同条同項第2号の「100分の85」とあるのは「100分の90」と、同条同項第3号の「100分の50」とあるのは「100分の52.5」と、同条同項第4号の「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と読み替えるものとする。

附 則 (平成29年規程第20号)

(施行期日)

この規程は、平成29年3月1日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則 (平成29年規程第24号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(基本給の切替及び経過措置)

第2条 平成29年4月1日(以下「切替日」という。)の前日に福祉職基本給表を適用されていた職員のうち介護福祉士及び介護支援専門員が、基本給表切り替えにより介護福祉職基本給表適用の職員(以下「切替職員」という。)となった場合の切替日における職務の級は、同級同号俸とする。

2 前項による切替職員で、その者の受ける基本給月額が切替日前日において受けていた基本給月額に達しないこととなる者には、平成34年3月31日までの間、切替日と切替日前日に受けていた基本給月額の差額(以下「現給保障額」という。)を下表

の換算率により基本給として支給する。（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）

ただし、切替後の基本給月額と現給保障額の合計額が、昇給等により切替日前日に受けていた基本給月額を超えた場合は、超えるまでの額を現給保障して支給する。

経過措置の期間	現給保障の換算率
平成29年4月1日～平成30年3月31日	5分の5
平成30年4月1日～平成31年3月31日	5分の4
平成31年4月1日～平成32年3月31日	5分の3
平成32年4月1日～平成33年3月31日	5分の2
平成33年4月1日～平成34年3月31日	5分の1

附 則（平成29年規程第62号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年12月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（平成29年12月に支給する業績手当の特例）

第2条 平成29年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、職員給与規程第80条第2項第1号中「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、同項第3号中「100分の52.5」とあるのは「100分の55」と、同項第4号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と読み替えて適用するものとする。

（平成30年4月1日における号俸の調整）

第3条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける者を除く。）のうち、平成27年1月1日において改正前の職員給与規程第15条及び平成27年4月1日において同規程第23条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要と認められるものとして理事長が定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

2 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

3 任期付短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、第1項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

附 則（平成３０年規程第８号）

（施行期日）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年規程第３３号）

（施行期日）

第１条 この規程は、平成３０年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成３１年４月１日から施行する。

（平成３０年１２月に支給する業績手当の特例）

第２条 平成３０年１２月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、職員給与規程第８０条第２項第１号中「１００分の１１０」とあるのは「１００分の１１５」と、同項第２号中「１００分の９０」とあるのは「１００分の９５」と、同項第３号中「１００分の５２．５」とあるのは「１００分の５７．５」と、同項第４号中「１００分の４２．５」とあるのは「１００分の４７．５」と読み替えて適用するものとする。

（診療情報管理職基本給表の切替）

第３条 平成３１年４月１日（以下この項及び次項において「切替日」という。）の前日に事務職基本給表を適用されていた職員が引き続き診療情報管理職基本給表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者が属していた事務職基本給表の職務の級と同じ級とする。

２ 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた事務職基本給表の号俸と同じ号俸とする。

３ 前２項により基本給月額を定めた場合の第１５条の適用については、「（第１３条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）」を「（第１３条の規定により昇格した職員又は附則第２条第１項及び第２項の適用を受けた職員においては、その昇格した日又は平成３１年４月１日の前日に受けていた基本給月額）」と読み替えるものとする。

４ 育児短時間勤務職員に対する第２項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」とする。

５ 任期付短時間勤務職員に対する第２項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」とする。

務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」とする。

附 則（令和元年規程第22号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（令和元年12月に支給する業績手当の特例）

第2条 令和元年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、職員給与規程第80条第2項第1号中「100分の115」とあるのは「100分の117.5」と、同項第2号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と読み替えて適用するものとする。

（医師事務作業補助職基本給表の切替）

第3条 令和2年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、その属する職務の級が事務職基本給表又は療養介助職基本給表（以下「事務職基本給表等」という。）の1級である職員が引き続き医師事務作業補助職基本給表適用職員となった場合の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた事務職基本給表等の号俸と同じ号俸とする。ただし、切替日の前日において事務職基本給表の1級149号俸を超える号俸を受けていた職員の切替日における号俸は、医師事務作業補助職基本給表の149号俸とする。

2 切替日の前日において、事務職基本給表等の1級である職員以外の職員が引き続き医師事務作業補助職基本給表適用職員となった場合の切替日における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。

（住居手当に関する経過措置）

第4条 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の職員給与規程第37条及び第38条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の職員給与規程第37条及び第38条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第二号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- 一 第2条の規定による改正後の職員給与規程第37条各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- 二 旧手当額から第2条の規定による改正後の職員給与規程第38条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則（令和2年規程第23号）

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年3月31日から施行する。

附 則（令和2年規程第39号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月8日から令和5年5月7日まで適用する。

附 則（令和2年規程第42号）

（施行期日）

この規程は、令和2年6月15日から施行する。

附 則（令和2年規程第49号）

（施行期日）

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第54号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

（令和2年12月に支給する業績手当の特例）

第2条 令和2年12月に支給する業績手当の基礎的支給部分の支給については、職員給与規程第77条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、同項中「100分の107.5」とあるのは「100分の105」と読み替えて適用するものとする。

第3条 令和2年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、職員給与規程第80条第2項第1号中「100分の115」とあるのは「100分の120」と、同項第2号中「100分の95」とあるのは「100分の100」と、同項第3号中「100分の60.5」とあるのは「100分の63」と、同項第4号中「100分の50.5」とあるのは「100分の53」と読み替えて適用するものとする。

(経過措置)

第4条 この規程による改正前の職員給与規程第6条の規定については、この規程による改正後の職員給与規程第6条の規定にかかわらず、この規程の施行の日から令和3年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (令和3年規程第2号)

(施行期日等)

この規程は、令和3年1月27日から施行し、令和2年12月25日から令和3年3月31日まで適用する。

附 則 (令和3年規程第31号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和3年4月23日から施行し、令和3年4月1日から令和5年5月7日まで適用する。

附 則 (令和3年規程第36号)

(施行期日)

この規程は、令和3年9月30日から施行する。

附 則 (令和4年規程第2号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和4年2月10日から施行し、令和4年2月1日から理事長が定める日まで適用する。

(処遇改善手当)

第2条 処遇改善手当の適用を受ける職員は、令和3年度看護職員等処遇改善事業補助金、令和3年度介護職員処遇改善支援補助金及び令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる病院（看護学校を除く附属施設を含む。）に勤務する職員であって、当該補助金の実施要綱等に定める処遇改善

の対象者及び処遇改善の対象とすることができるコメディカルであって、所属長が別に定める職員とする。

- 2 前項の手当の額は、当該補助金の範囲内で、又は当該補助金から算定される額を基準として、所属長が別に定める額とする。
- 3 処遇改善手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には処遇改善手当は支給しない。
- 4 処遇改善手当の支給は、本則第4条の規定を準用する。

附 則（令和4年規程第21号）

（施行期日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第44号）

（施行期日）

この規程は、令和4年6月16日から施行する。

附 則（令和4年規程第55号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

（処遇改善手当）

第2条 処遇改善手当は、理事長が別に定める職員に対して支給する。

- 2 処遇改善手当の月額、理事長が別に定める額の範囲内で所属長が定める額とする。
- 3 処遇改善手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には処遇改善手当は支給しない。
- 4 処遇改善手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第3条 処遇改善手当が支給される職員の第2条第4項、第6条第2項の適用については、「医療専門資格手当及び診療看護師手当」とあるのは、「医療専門資格手当、診療看護師手当及び処遇改善手当」と読み替えるものとする。

- 2 処遇改善手当が支給される職員の第9条の適用については、「医療専門資格手当の月額及び診療看護師手当の月額」とあるのは、「医療専門資格手当の月額、診療看護師手当の月額及び処遇改善手当の月額」と読み替えるものとする。

附 則（令和4年規程第60号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

(臨時特別賞与)

第2条 第76条に規定する業績手当の特例として、令和4年4月1日から令和4年12月1日までの期間中（以下「対象期間」という。）に勤務する職員であって、令和4年12月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対して臨時特別賞与を支給する。

2 臨時特別賞与の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる対象期間における職員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

在職期間の区分	在職期間割合
6箇月2日以上	100分の100
4箇月2日以上6箇月2日未満	100分の80
2箇月2日以上4箇月2日未満	100分の60
2箇月2日未満	100分の40

3 前項の支給定額は、150,000円とする。

4 臨時特別賞与は、令和4年12月9日（以下「支給日」という。）に支給する。

5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、臨時特別賞与は支給しない。

一 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第100条の規定による懲戒解雇及び同規則第101条の規定による諭旨退職の処分を受けた職員

二 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第82条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）

三 基準日から支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）

で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し臨時特別賞与を支給することが、地域医療機構の社会的信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき

6 前各項に規定するもののほか、臨時特別賞与の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和4年規程第67号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

（令和4年12月に支給する業績手当の特例）

第2条 令和4年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、第80条第2項第1号中「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同項第2号中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項3号中「100分の63」とあるのは「100分の65.5」と、同項第4号中「100分の53」とあるのは「100分の55.5」と読み替えて適用するものとする。

附 則（令和5年規程第13号）

（施行期日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第18号）

（施行期日）

この規程は、令和5年5月8日から施行する。

附 則（令和5年規程第25号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年12月1日から施行する。ただし、改正後の職員給与規程別表第6の2（医師事務作業補助職基本給表2級に係る部分に限る。）、別表第7のル、別表第10のル及び別表第11は、令和6年4月1日から施行する。

（令和5年12月に支給する業績手当の特例）

第2条 令和5年12月に支給する業績手当の基礎的支給部分の支給については、第77条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同項第3号中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と、同項同号中「100分の58.75」とあるのは「100分の60」と読み替えて適用するものとする。

第3条 令和5年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、第80条第2項第1号中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、同項第2号中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同項第3号中「100分の64.25」とあるのは「100分の65.5」と、同項第4号中「100分の54.25」とあるのは「100分の55.5」と読み替えて適用するものとする。

附 則（令和6年規程第23号）

（施行期日）

この規程は、令和6年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和6年規程第33号）

（施行期日）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第37号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年12月1日から施行する。

（令和6年12月に支給する業績手当の特例）

第2条 令和6年12月に支給する業績手当の基礎的支給部分の支給については、第77条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、同項中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、同項第3号中「100分の70」とあるのは「100分の71.25」と、同項同号中「100分の60」とあるのは「100分の61.25」と読み替えて適用するものとする。

第3条 令和6年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、第80条第2項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、同項第2号中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、同項第3号中「100分の65.5」とあるのは「100分の66.75」と、同項第4号中「100分の55.5」とあるのは「100分の56.75」と読み替えて適用するものとする。

附 則（令和7年規程第5号）

(施行期日)

この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年規程第 3 8 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)

第 2 条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（この規程による改正前の職員給与規程（以下この項において「改正前の規程」という。）第 4 5 条第 1 項第 1 号に規定する 1 箇月当たりの運賃等相当額（2 以上の普通交通機関等（同条第 2 項第 1 号に規定する新幹線鉄道等及び同条第 4 項第 1 号に規定する橋等以外の交通機関等をいう。第 1 号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「改正前の 1 箇月当たりの運賃等相当額」という。））、同項第 2 号に規定する額（以下この条において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び同条第 2 項第 1 号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（改正前の規程第 5 1 条に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（2 以上の新幹線鉄道等（改正前の規程第 4 5 条第 2 項に規定する新幹線鉄道等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。次項第 2 号において「改正前の 1 箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が 1 5 0, 0 0 0 円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

一 普通交通機関等及び改正前の規程第 4 4 条第 1 項第 2 号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の 1 箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が 5 5, 0 0 0 円を超える場合のものに限る。）

二 改正前の規程第 4 5 条第 2 項第 1 号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当

三 改正前の規程第 4 5 条第 4 項第 1 号に規定する橋等に係る通勤手当

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当（同項第 3 号に掲げる通勤手当を除く。）を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（1 円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を 1 箇月とする通勤手当として支給する。

一 前項第 1 号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の 1 箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から 5 5, 0 0 0 円を減じて得た額

二 前項第 2 号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の 1 箇月当たりの特

別料金等相当額から当該1箇月当たりの特別料金等相当額の2分の1に相当する額（その額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円）を減じて得た額

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

第3条 この規程による改正後の職員給与規程（次条において「改正後の規程」という。）第45条第3項及び第54条第1項の規定は、施行日前に新たに基本給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

第4条 改正後の規程別表第16の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

別表第1 医療職基本給表（第11条第1項第1号関係）

イ 医療職基本給表（一）

区原職基本給表（円）									
号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	270,700	61	473,600	121	536,300	1	368,600	61	542,800
2	275,400	62	475,700	122	536,700	2	373,100	62	544,900
3	280,200	63	477,800	123	537,100	3	377,400	63	547,000
4	285,000	64	479,900	124	537,500	4	381,900	64	549,100
5	289,500	65	482,100	125	538,100	5	386,100	65	551,100
6	294,000	66	484,300	126	538,500	6	390,700	66	552,900
7	298,400	67	486,300	127	538,900	7	394,900	67	554,500
8	302,600	68	488,500	128	539,300	8	399,600	68	556,300
9	307,500	69	490,100	129	539,800	9	404,000	69	557,500
10	311,500	70	492,300	130	540,200	10	408,600	70	559,400
11	315,700	71	494,300	131	540,600	11	412,700	71	561,000
12	319,900	72	496,300	132	541,000	12	417,200	72	562,700
13	324,100	73	498,400	133	541,500	13	421,600	73	564,000
14	328,500	74	499,800	再雇用職員	303,200	14	424,800	74	565,300
15	333,000	75	501,300			15	428,200	75	566,300
16	337,300	76	502,900			16	431,700	76	567,300
17	341,700	77	504,200			17	434,900	77	568,400
18	346,200	78	505,600			18	438,000	78	569,600
19	350,600	79	506,700			19	440,700	79	570,700
20	355,100	80	507,800			20	443,700	80	571,800
21	359,100	81	508,800			21	446,800	81	572,900
22	363,600	82	510,000			22	449,200	82	574,200
23	367,700	83	511,000			23	451,400	83	575,200
24	371,800	84	511,900			24	453,600	84	576,300
25	376,200	85	512,900			25	455,700	85	577,500
26	380,000	86	513,900			26	458,800	86	578,400
27	383,500	87	514,600			27	461,700	87	579,500
28	387,000	88	515,300			28	464,400	88	580,600
29	390,000	89	515,900			29	467,100	89	581,600
30	393,400	90	516,800			30	470,100	90	582,600
31	396,800	91	517,800			31	472,500	91	583,600
32	400,100	92	518,700			32	475,100	92	584,600
33	403,800	93	519,300			33	477,600	93	585,600
34	407,900	94	520,200			34	480,100	94	586,300
35	411,500	95	521,100			35	482,600	95	587,000
36	415,400	96	522,000			36	485,000	96	587,700
37	419,000	97	522,600			37	486,700	97	588,400
38	422,200	98	523,700			38	489,500	98	589,100
39	424,800	99	524,400			39	492,200	99	589,700
40	427,700	100	525,300			40	494,700	100	590,300
41	430,500	101	526,000			41	497,100	101	590,900
42	432,800	102	526,800			42	500,000	102	591,400
43	434,500	103	527,400			43	502,500	103	591,800
44	436,700	104	528,300			44	505,100	104	592,300
45	438,600	105	529,000			45	507,500	105	592,800
46	441,200	106	529,700			46	510,000	106	593,400
47	443,700	107	530,000			47	512,400	107	593,900
48	445,900	108	530,500			48	514,800	108	594,600
49	448,500	109	531,000			49	516,700	109	595,000
50	450,900	110	531,500			50	519,400	110	595,500
51	452,900	111	532,000			51	521,800	111	596,100
52	454,900	112	532,300			52	524,300	112	596,600
53	456,900	113	532,800			53	526,500	113	597,100
54	459,000	114	533,400			54	528,700	再雇用職員	346,500
55	460,900	115	533,800			55	530,700		
56	463,000	116	534,100			56	532,800		
57	465,200	117	534,500			57	534,700		
58	467,500	118	535,000			58	536,800		
59	469,600	119	535,400			59	539,000		
60	471,600	120	535,800			60	540,900		

ロ 医療職基本給表（二）

区原職基本給表（二）									
号俸	1 級 基本給月額	号俸	1 級 基本給月額	号俸	1 級 基本給月額	号俸	2 級 基本給月額	号俸	2 級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	170,500	61	258,100	121	283,300	1	240,800	61	316,300
2	172,000	62	258,900	122	283,500	2	242,100	62	317,500
3	173,400	63	259,700	123	283,700	3	243,500	63	318,800
4	174,800	64	260,500	124	283,900	4	244,700	64	320,000
5	176,200	65	261,300	125	284,100	5	245,900	65	321,300
6	178,000	66	262,500	126	284,300	6	247,100	66	322,100
7	179,700	67	263,800	127	284,500	7	248,300	67	322,800
8	181,400	68	264,900	128	284,600	8	249,400	68	323,500
9	183,000	69	266,200	129	284,800	9	250,300	69	324,200
10	184,700	70	267,500	130	285,000	10	251,400	70	324,900
11	186,400	71	268,700	131	285,100	11	252,800	71	325,600
12	188,300	72	269,700	132	285,300	12	253,900	72	326,200
13	189,700	73	270,600	133	285,500	13	255,200	73	326,800
14	191,600	74	270,900	134	285,600	14	256,400	74	327,000
15	193,600	75	271,200	135	285,700	15	257,700	75	327,500
16	195,400	76	271,500	136	285,900	16	258,900	76	328,000
17	197,400	77	271,700	137	286,000	17	259,700	77	328,600
18	199,600	78	272,100	138	286,200	18	260,900	78	329,200
19	202,100	79	272,300	139	286,400	19	262,000	79	329,700
20	204,500	80	272,500	140	286,600	20	263,200	80	330,100
21	206,900	81	273,000	141	286,700	21	264,400	81	330,700
22	208,500	82	273,200	142	286,900	22	265,200	82	331,200
23	210,000	83	273,300	143	287,000	23	266,000	83	331,600
24	211,400	84	273,400	144	287,200	24	266,800	84	332,100
25	213,000	85	273,600	145	287,300	25	267,800	85	332,600
26	214,200	86	273,900	146	287,400	26	268,800	86	333,000
27	215,400	87	274,200	147	287,500	27	269,800	87	333,200
28	216,600	88	274,400	148	287,700	28	270,800	88	333,500
29	218,100	89	274,600	149	287,800	29	272,000	89	333,900
30	219,600	90	275,000	150	287,900	30	273,600	90	334,400
31	221,100	91	275,400	151	288,000	31	275,100	91	334,800
32	222,700	92	275,700	152	288,200	32	276,400	92	335,200
33	224,100	93	275,900	153	288,300	33	277,600	93	335,500
34	225,600	94	276,100	再雇用職員	220,600	34	279,300	94	335,700
35	227,200	95	276,500			35	280,800	95	336,100
36	228,700	96	276,900			36	282,300	96	336,400
37	230,000	97	277,300			37	283,700	97	336,600
38	231,300	98	277,600			38	285,100	98	336,900
39	232,800	99	278,100			39	286,400	99	337,200
40	234,100	100	278,300			40	287,700	100	337,500
41	235,200	101	278,400			41	288,900	101	337,700
42	236,300	102	278,700			42	290,300	102	338,000
43	237,500	103	279,000			43	291,700	103	338,400
44	238,600	104	279,200			44	293,000	104	338,600
45	239,700	105	279,500			45	294,400	105	338,800
46	240,900	106	279,800			46	296,000	106	339,000
47	242,100	107	280,100			47	297,500	107	339,500
48	243,300	108	280,400			48	299,000	108	339,700
49	244,300	109	280,700			49	300,200	109	339,900
50	245,600	110	281,000			50	301,700	110	340,300
51	247,000	111	281,200			51	303,000	111	340,700
52	248,300	112	281,400			52	304,600	112	341,100
53	249,300	113	281,600			53	305,900	113	341,300
54	250,600	114	281,900			54	307,300	再雇用職員	249,400
55	251,500	115	282,100			55	308,800		
56	252,800	116	282,300			56	310,100		
57	254,000	117	282,500			57	311,100		
58	255,100	118	282,600			58	312,300		
59	256,100	119	282,800			59	313,500		
60	257,100	120	283,100			60	315,000		

号俸	3 級 基本給月額	号俸	3 級 基本給月額	号俸	4 級 基本給月額	号俸	4 級 基本給月額	号俸	5 級 基本給月額	
	円		円		円		円		円	
1	264,000	61	341,700	1	293,100	61	383,400	1	337,000	
2	265,100	62	342,000	2	295,000	62	384,100	2	339,000	
3	266,300	63	342,500	3	297,000	63	384,800	3	341,000	
4	267,400	64	343,100	4	299,000	64	385,500	4	342,900	
5	268,700	65	343,700	5	300,800	65	385,900	5	344,800	
6	269,900	66	344,500	6	302,800	66	386,500	6	346,800	
7	271,000	67	345,200	7	304,700	67	387,200	7	348,800	
8	272,000	68	345,800	8	306,600	68	387,800	8	350,900	
9	273,200	69	346,500	9	308,400	69	388,200	9	352,700	
10	273,900	70	347,000	10	310,100	70	388,700	10	354,900	
11	274,600	71	347,600	11	311,600	71	389,200	11	356,900	
12	275,400	72	348,200	12	313,200	72	389,700	12	358,900	
13	276,400	73	348,500	13	315,000	73	390,400	13	360,500	
14	277,400	74	349,100	14	316,900	74	390,900	14	362,500	
15	278,500	75	349,700	15	319,000	75	391,500	15	364,400	
16	279,600	76	350,200	16	320,800	76	392,100	16	366,500	
17	280,800	77	350,700	17	322,600	77	392,600	17	368,300	
18	282,300	78	351,200	18	324,600	78	393,100	18	370,400	
19	284,000	79	351,700	19	326,500	79	393,600	19	372,400	
20	285,600	80	352,100	20	328,300	80	394,100	20	374,300	
21	287,100	81	352,400	21	330,200	81	394,400	21	376,100	
22	288,800	82	352,700	22	332,100	82	394,900	22	378,100	
23	290,400	83	353,100	23	333,900	83	395,400	23	380,200	
24	292,000	84	353,400	24	335,900	84	395,800	24	382,200	
25	293,700	85	353,900	25	337,600	85	396,200	25	383,600	
26	295,200	86	354,200	26	339,600	再雇用職員	288,800	26	385,500	
27	296,700	87	354,600	27	341,500			27	387,300	
28	298,400	88	354,900	28	343,300			28	389,000	
29	299,700	89	355,300	29	344,700			29	390,800	
30	301,200	90	355,600	30	346,500			30	392,300	
31	302,700	91	356,000	31	348,200			31	393,800	
32	304,300	92	356,300	32	350,100			32	395,400	
33	305,800	93	356,700	33	351,800			33	396,700	
34	307,400	94	357,000	34	353,600			34	398,000	
35	309,100	95	357,300	35	355,500			35	399,300	
36	310,700	96	357,600	36	357,300			36	400,500	
37	312,000	97	357,900	37	358,900			37	401,600	
38	313,700	98	358,300	38	360,700			38	402,700	
39	315,200	99	358,700	39	362,300			39	403,800	
40	316,700	100	359,100	40	363,900			40	404,900	
41	318,300	101	359,700	41	365,200			41	405,800	
42	320,000	102	360,100	42	366,300			42	406,600	
43	321,600	103	360,500	43	367,500			43	407,400	
44	323,100	104	360,900	44	368,700			44	408,200	
45	324,100	105	361,400	45	369,800			45	408,600	
46	325,500	再雇用職員	263,100	46	370,600			46	409,200	
47	327,000			47	371,600			47	409,700	
48	328,600			48	372,700			48	410,100	
49	330,100			49	373,700			49	410,600	
50	331,400			50	374,700			50	410,900	
51	332,600			51	375,800			51	411,200	
52	333,800			52	376,700			52	411,500	
53	334,900			53	377,500			53	411,800	
54	335,900			54	378,300			54	412,100	
55	336,900			55	379,200			55	412,400	
56	337,800			56	380,100			56	412,700	
57	338,300			57	380,600			57	413,000	
58	339,300			58	381,400			58	413,300	
59	340,100			59	382,200			59	413,600	
60	341,000			60	383,000			60	414,000	

号俸	5 級 基本給月額	号俸	6 級 基本給月額	号俸	7 級 基本給月額
	円		円		円
61	414,200	1	380,900	1	447,400
62	414,500	2	383,500	2	450,000
63	414,800	3	386,200	3	452,600
64	415,100	4	388,800	4	455,200
65	415,300	5	391,200	5	457,700
再雇用職員	330,400	6	393,900	6	460,200
		7	396,600	7	462,800
		8	399,300	8	465,300
		9	401,500	9	467,800
		10	403,700	10	470,200
		11	406,000	11	472,900
		12	408,200	12	475,300
		13	410,200	13	477,900
		14	412,300	14	479,400
		15	414,300	15	480,700
		16	416,400	16	482,100
		17	418,200	17	483,300
		18	420,100	18	484,600
		19	422,100	19	485,900
		20	423,900	20	487,300
		21	425,700	21	488,500
		22	427,400	22	489,900
		23	429,000	23	491,300
		24	430,500	24	492,600
		25	432,100	25	494,000
		26	433,400	26	495,300
		27	434,700	27	496,700
		28	436,100	28	498,200
		29	437,400	29	499,600
		30	438,600	30	500,700
		31	439,800	31	501,800
		32	440,900	32	503,000
		33	442,200	33	504,100
		34	443,400	34	505,000
		35	444,600	35	505,900
		36	445,800	36	506,800
		37	447,200	37	507,900
		38	448,000	再雇用職員	436,500
		39	448,400		
		40	449,100		
		41	449,600		
		42	450,000		
		43	450,400		
		44	450,800		
		45	451,200		
		46	451,700		
		47	452,100		
		48	452,400		
		49	452,700		
		50	453,100		
		51	453,400		
		52	453,700		
		53	454,000		
再雇用職員		373,500			

ハ 医療職基本給表（三）

区原職給付和表（二）										
号俸	1 級 基本給月額	号俸	1 級 基本給月額	号俸	1 級 基本給月額	号俸	2 級 基本給月額	号俸	2 級 基本給月額	
	円		円		円		円		円	
1	187, 200	61	262, 700	121	292, 800	1	215, 200	61	285, 200	
2	188, 600	62	263, 400	122	293, 000	2	217, 200	62	286, 400	
3	190, 100	63	264, 100	123	293, 300	3	219, 200	63	287, 500	
4	191, 600	64	264, 800	124	293, 500	4	221, 100	64	288, 700	
5	193, 100	65	265, 400	125	293, 700	5	223, 200	65	289, 700	
6	194, 600	66	266, 100	126	293, 800	6	225, 000	66	290, 900	
7	196, 100	67	266, 700	127	294, 000	7	226, 800	67	292, 100	
8	197, 700	68	267, 300	128	294, 200	8	228, 600	68	293, 100	
9	198, 900	69	268, 000	129	294, 400	9	230, 300	69	294, 200	
10	200, 600	70	268, 600	130	294, 500	10	231, 700	70	295, 600	
11	202, 300	71	269, 400	131	294, 700	11	233, 100	71	296, 900	
12	203, 800	72	270, 200	132	294, 900	12	234, 000	72	298, 100	
13	205, 200	73	271, 400	133	295, 000	13	235, 400	73	299, 200	
14	207, 300	74	272, 500	134	295, 100	14	236, 400	74	300, 500	
15	209, 400	75	273, 600	135	295, 300	15	237, 500	75	301, 700	
16	211, 400	76	274, 600	136	295, 400	16	238, 400	76	302, 900	
17	213, 500	77	275, 500	137	295, 500	17	239, 500	77	304, 300	
18	215, 500	78	276, 400	138	295, 600	18	240, 900	78	305, 500	
19	217, 700	79	277, 300	139	295, 700	19	242, 400	79	306, 700	
20	219, 700	80	278, 300	140	295, 800	20	243, 500	80	307, 900	
21	221, 600	81	279, 100	141	295, 900	21	244, 600	81	308, 400	
22	223, 400	82	280, 000	142	296, 000	22	246, 200	82	309, 700	
23	225, 100	83	280, 900	143	296, 100	23	248, 000	83	310, 800	
24	226, 800	84	281, 500	144	296, 200	24	249, 400	84	311, 900	
25	228, 200	85	282, 200	145	296, 300	25	250, 600	85	313, 000	
26	229, 500	86	282, 900	146	296, 400	26	251, 900	86	314, 300	
27	230, 600	87	283, 700	147	296, 500	27	253, 400	87	315, 500	
28	231, 600	88	284, 300	148	296, 600	28	254, 700	88	316, 600	
29	232, 800	89	284, 500	149	296, 700	29	256, 100	89	317, 700	
30	233, 600	90	284, 800	150	296, 800	30	257, 100	90	319, 000	
31	234, 400	91	285, 100	151	296, 900	31	258, 000	91	320, 200	
32	235, 100	92	285, 300	152	297, 000	32	258, 700	92	321, 300	
33	236, 200	93	285, 600	153	297, 100	33	259, 500	93	322, 100	
34	237, 500	94	286, 000	154	297, 200	34	260, 400	94	322, 800	
35	238, 600	95	286, 400	155	297, 300	35	261, 300	95	323, 500	
36	239, 600	96	286, 700	156	297, 400	36	262, 000	96	324, 200	
37	240, 600	97	286, 900	157	297, 500	37	262, 800	97	324, 700	
38	241, 900	98	287, 000	158	297, 600	38	263, 700	98	325, 000	
39	243, 300	99	287, 300	159	297, 700	39	264, 600	99	325, 600	
40	244, 500	100	287, 600	160	297, 800	40	265, 500	100	326, 200	
41	245, 300	101	287, 900	161	297, 900	41	265, 900	101	326, 600	
42	246, 300	102	288, 400	162	298, 000	42	266, 700	102	327, 200	
43	247, 400	103	288, 700	163	298, 100	43	267, 500	103	327, 800	
44	248, 400	104	289, 000	164	298, 200	44	268, 300	104	328, 300	
45	249, 400	105	289, 200	165	298, 400	45	269, 000	105	328, 700	
46	250, 400	106	289, 500	166	298, 500	46	269, 700	106	329, 300	
47	251, 300	107	289, 800	167	298, 600	47	270, 400	107	329, 800	
48	252, 100	108	290, 000	168	298, 700	48	271, 100	108	330, 300	
49	253, 000	109	290, 300	169	298, 800	49	271, 800	109	330, 700	
50	253, 900	110	290, 600	再雇用職員	240, 800	50	272, 600	110	331, 100	
51	254, 800	111	290, 900			51	273, 400	111	331, 400	
52	255, 600	112	291, 100			52	274, 300	112	331, 700	
53	256, 200	113	291, 200			53	275, 200	113	332, 000	
54	257, 100	114	291, 400			54	276, 300	114	332, 400	
55	258, 100	115	291, 500			55	277, 400	115	332, 800	
56	258, 900	116	291, 700			56	278, 700	116	333, 100	
57	259, 600	117	291, 900			57	279, 900	117	333, 300	
58	260, 500	118	292, 200			58	281, 300	118	333, 600	
59	261, 100	119	292, 400			59	282, 600	119	334, 100	
60	261, 900	120	292, 600			60	284, 000	120	334, 300	

号俸	2 級 基本給月額	号俸	3 級 基本給月額	号俸	3 級 基本給月額	号俸	3 級 基本給月額	号俸	4 級 基本給月額
	円		円		円		円		円
121	334, 500	1	258, 700	61	322, 200	121	369, 000	1	277, 800
122	334, 800	2	260, 100	62	323, 500	122	369, 500	2	278, 800
123	335, 100	3	261, 600	63	324, 800	123	370, 100	3	279, 600
124	335, 400	4	263, 100	64	326, 000	124	370, 600	4	280, 400
125	335, 600	5	264, 300	65	327, 200	125	370, 900	5	280, 900
126	335, 900	6	265, 100	66	328, 500	再雇用職員	268, 900	6	281, 800
127	336, 300	7	265, 900	67	329, 800			7	282, 500
128	336, 500	8	266, 600	68	331, 000			8	283, 500
129	336, 700	9	267, 300	69	331, 700			9	284, 400
130	336, 900	10	268, 100	70	332, 800			10	285, 000
131	337, 300	11	268, 900	71	333, 900			11	285, 900
132	337, 500	12	269, 600	72	334, 900			12	286, 800
133	337, 800	13	270, 400	73	336, 000			13	287, 700
134	338, 200	14	271, 300	74	336, 700			14	288, 700
135	338, 600	15	272, 100	75	337, 800			15	289, 600
136	339, 000	16	273, 100	76	338, 900			16	290, 500
137	339, 400	17	273, 600	77	340, 100			17	291, 500
138	339, 800	18	274, 400	78	341, 300			18	292, 500
139	340, 200	19	275, 200	79	342, 400			19	293, 600
140	340, 600	20	276, 000	80	343, 500			20	294, 700
141	340, 900	21	276, 700	81	344, 700			21	296, 000
142	341, 300	22	277, 400	82	345, 800			22	297, 400
143	341, 500	23	278, 200	83	346, 800			23	298, 700
144	341, 600	24	279, 000	84	347, 900			24	299, 900
145	341, 700	25	279, 800	85	348, 800			25	301, 000
146	341, 800	26	280, 500	86	349, 900			26	302, 400
147	341, 900	27	281, 300	87	350, 800			27	303, 900
148	342, 000	28	282, 100	88	351, 800			28	305, 300
149	342, 100	29	283, 200	89	352, 700			29	306, 300
150	342, 200	30	284, 300	90	353, 500			30	307, 600
151	342, 300	31	285, 700	91	354, 300			31	309, 000
152	342, 400	32	286, 900	92	355, 200			32	310, 200
153	342, 500	33	288, 200	93	355, 800			33	311, 400
再雇用職員	261, 500	34	289, 500	94	356, 400			34	312, 800
		35	290, 600	95	357, 100			35	314, 300
		36	291, 800	96	357, 700			36	315, 700
		37	293, 300	97	358, 100			37	317, 000
		38	294, 400	98	358, 500			38	318, 300
		39	295, 500	99	359, 000			39	319, 800
		40	296, 500	100	359, 400			40	321, 200
		41	297, 500	101	360, 000			41	322, 700
		42	298, 800	102	360, 400			42	324, 200
		43	300, 000	103	360, 900			43	325, 600
		44	301, 200	104	361, 300			44	326, 900
		45	302, 300	105	361, 600			45	327, 700
		46	303, 700	106	362, 100			46	329, 200
		47	305, 000	107	362, 500			47	330, 600
		48	306, 200	108	362, 800			48	332, 100
		49	307, 300	109	363, 300			49	333, 200
		50	308, 600	110	363, 800			50	334, 600
		51	309, 800	111	364, 300			51	335, 900
		52	311, 100	112	364, 900			52	337, 200
		53	312, 500	113	365, 400			53	338, 500
		54	313, 900	114	365, 900			54	339, 900
		55	315, 200	115	366, 400			55	341, 200
		56	316, 400	116	366, 800			56	342, 500
		57	317, 200	117	367, 200			57	343, 400
		58	318, 400	118	367, 600			58	344, 800
		59	319, 700	119	368, 100			59	346, 000
		60	321, 100	120	368, 600			60	347, 300

号俸	4 級 基本給月額	号俸	5 級 基本給月額	号俸	5 級 基本給月額	号俸	6 級 基本給月額	号俸	6 級 基本給月額
	円		円		円		円		円
61	348,300	1	299,700	61	384,100	1	339,500	61	437,200
62	349,200	2	301,200	62	384,900	2	341,500	62	437,700
63	350,400	3	302,800	63	385,800	3	343,500	63	438,100
64	351,600	4	304,500	64	386,600	4	345,600	64	438,600
65	352,700	5	305,800	65	387,300	5	347,600	65	439,100
66	353,900	6	307,500	66	388,000	6	349,800	66	439,500
67	355,200	7	309,200	67	388,800	7	351,800	67	439,800
68	356,200	8	310,800	68	389,500	8	353,800	68	440,100
69	357,200	9	312,400	69	390,200	9	355,400	69	440,500
70	358,200	10	313,900	70	390,800	10	357,400	再雇用職員	333,800
71	359,300	11	315,100	71	391,500	11	359,300		
72	360,500	12	316,400	72	392,100	12	361,400		
73	361,300	13	317,600	73	392,800	13	363,300		
74	362,400	14	319,300	74	393,300	14	365,400		
75	363,500	15	320,900	75	393,900	15	367,400		
76	364,500	16	322,500	76	394,400	16	369,400		
77	365,300	17	324,100	77	394,800	17	371,400		
78	366,100	18	325,600	78	395,500	18	373,400		
79	366,900	19	327,100	79	396,000	19	375,600		
80	367,600	20	328,500	80	396,300	20	377,600		
81	368,200	21	330,000	81	396,600	21	379,300		
82	368,700	22	331,400	82	397,100	22	381,500		
83	369,300	23	332,900	83	397,500	23	383,600		
84	369,900	24	334,400	84	397,800	24	385,700		
85	370,500	25	335,800	85	398,100	25	387,600		
86	371,000	26	337,200	86	398,600	26	389,200		
87	371,600	27	338,600	87	399,100	27	391,100		
88	372,100	28	340,100	88	399,500	28	392,900		
89	372,500	29	341,200	89	399,800	29	394,600		
90	372,900	30	342,700	90	400,200	30	396,400		
91	373,500	31	344,100	91	400,800	31	398,300		
92	374,000	32	345,700	92	401,200	32	400,000		
93	374,300	33	347,200	93	401,600	33	401,800		
94	374,900	34	348,700	再雇用職員	295,900	34	403,500		
95	375,300	35	350,300			35	405,300		
96	375,600	36	351,800			36	407,100		
97	376,200	37	353,400			37	408,700		
98	376,700	38	355,100			38	410,400		
99	377,200	39	356,600			39	412,300		
100	377,700	40	358,100			40	414,100		
101	378,300	41	359,300			41	415,700		
102	378,800	42	360,900			42	417,200		
103	379,300	43	362,400			43	418,700		
104	379,700	44	363,800			44	420,000		
105	380,400	45	365,300			45	421,200		
106	380,900	46	366,300			46	422,300		
107	381,400	47	367,700			47	423,400		
108	381,900	48	369,000			48	424,600		
109	382,500	49	370,400			49	426,000		
110	382,900	50	371,800			50	427,100		
111	383,400	51	373,100			51	428,300		
112	383,900	52	374,400			52	429,400		
113	384,500	53	376,000			53	430,600		
再雇用職員	279,300	54	377,200			54	431,700		
		55	378,300			55	432,800		
		56	379,500			56	433,900		
		57	380,700			57	435,000		
		58	381,600			58	435,500		
		59	382,600			59	436,200		
		60	383,500			60	436,600		

号俸	7 級 基本給月額
	円
1	383,600
2	386,300
3	389,000
4	391,700
5	393,900
6	396,200
7	398,500
8	400,900
9	402,800
10	404,900
11	407,200
12	409,400
13	411,400
14	413,400
15	415,500
16	417,600
17	419,600
18	421,900
19	424,100
20	426,300
21	428,200
22	430,100
23	432,000
24	433,900
25	435,600
26	437,300
27	439,000
28	440,600
29	442,000
30	443,300
31	444,900
32	446,500
33	448,200
34	449,800
35	451,200
36	452,700
37	453,800
38	455,100
39	456,500
40	457,900
41	458,900
42	459,600
43	460,400
44	461,000
45	462,000
46	462,700
47	463,500
48	464,300
49	465,000
50	465,700
51	466,400
52	467,300
53	468,100
54	468,900
55	469,600
56	470,300
57	471,100
再雇用職員	379,200

別表第2 事務職基本給表（第11条第1項第2号関係）

事務職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	165,300	61	253,700	121	289,900	1	245,700	61	332,800
2	166,500	62	254,700	122	290,200	2	247,200	62	333,700
3	167,700	63	255,600	123	290,400	3	248,700	63	334,600
4	168,800	64	256,500	124	290,600	4	250,100	64	335,400
5	169,900	65	257,400	125	290,900	5	251,300	65	336,200
6	171,100	66	258,400	126	291,100	6	253,000	66	336,600
7	172,200	67	259,200	127	291,200	7	254,500	67	337,200
8	173,300	68	260,000	128	291,400	8	255,900	68	337,900
9	174,300	69	260,700	129	291,600	9	257,000	69	338,700
10	175,700	70	261,800	130	291,700	10	258,500	70	339,500
11	177,100	71	263,100	131	291,900	11	260,000	71	340,200
12	178,400	72	264,200	132	292,100	12	261,300	72	340,800
13	179,600	73	265,400	133	292,200	13	262,700	73	341,300
14	181,200	74	266,600	134	292,300	14	263,900	74	341,900
15	182,700	75	267,800	135	292,500	15	265,100	75	342,400
16	184,300	76	268,900	136	292,600	16	266,300	76	343,000
17	185,400	77	270,000	137	292,700	17	267,500	77	343,300
18	186,900	78	271,100	138	292,800	18	268,900	78	343,800
19	188,300	79	272,200	139	292,900	19	270,200	79	344,300
20	189,700	80	273,300	140	293,000	20	271,500	80	344,700
21	191,000	81	274,300	141	293,100	21	273,000	81	345,100
22	193,400	82	275,300	142	293,300	22	274,500	82	345,600
23	195,600	83	276,300	143	293,400	23	276,100	83	346,100
24	197,900	84	277,200	144	293,500	24	277,600	84	346,600
25	200,100	85	278,100	145	293,600	25	279,300	85	346,900
26	201,900	86	278,400	146	293,700	26	281,000	86	347,300
27	203,400	87	278,600	147	293,800	27	282,600	87	347,800
28	204,900	88	278,800	148	293,900	28	284,300	88	348,200
29	206,400	89	279,200	149	294,000	29	285,900	89	348,500
30	207,900	90	279,600	150	294,100	30	287,400	90	348,900
31	209,300	91	280,100	151	294,200	31	289,000	91	349,500
32	210,700	92	280,400	152	294,300	32	290,500	92	349,900
33	212,200	93	280,800	153	294,400	33	291,600	93	350,100
34	213,900	94	281,300	154	294,500	34	293,300	94	350,500
35	215,600	95	281,800	155	294,600	35	294,800	95	351,000
36	217,200	96	282,100	156	294,700	36	296,300	96	351,400
37	218,700	97	282,300	157	294,800	37	297,700	97	351,600
38	220,500	98	282,600	再雇用職員	220,500	38	299,400	98	352,000
39	222,300	99	283,100			39	301,000	99	352,400
40	224,000	100	283,600			40	302,600	100	352,700
41	225,500	101	284,000			41	304,200	101	353,000
42	227,100	102	284,400			42	305,800	102	353,400
43	228,600	103	284,700			43	307,300	103	353,800
44	230,100	104	285,100			44	308,900	104	354,200
45	231,300	105	285,400			45	310,500	105	354,800
46	232,800	106	285,800			46	312,100	106	355,200
47	234,200	107	286,100			47	313,800	107	355,600
48	235,600	108	286,500			48	315,300	108	356,000
49	237,000	109	286,900			49	316,200	109	356,500
50	238,700	110	287,200			50	317,700	110	356,900
51	240,200	111	287,500			51	319,300	111	357,200
52	241,600	112	287,800			52	320,900	112	357,500
53	242,900	113	288,200			53	322,500	113	358,000
54	244,500	114	288,400			54	324,200	再雇用職員	261,300
55	246,000	115	288,600			55	325,700		
56	247,500	116	288,800			56	327,200		
57	248,500	117	288,900			57	328,600		
58	250,000	118	289,200			58	329,900		
59	251,300	119	289,500			59	331,000		
60	252,600	120	289,700			60	332,100		

号俸	3 級 基本給月額	号俸	3 級 基本給月額	号俸	4 級 基本給月額	号俸	4 級 基本給月額	号俸	5 級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	277,000	61	373,000	1	301,300	61	389,700	1	329,600
2	278,700	62	373,600	2	303,500	62	390,500	2	331,800
3	280,200	63	374,300	3	305,500	63	391,100	3	334,100
4	281,800	64	375,100	4	307,400	64	391,700	4	336,100
5	283,400	65	375,400	5	309,300	65	392,100	5	338,100
6	285,100	66	376,100	6	311,100	66	392,700	6	340,200
7	286,900	67	376,800	7	312,700	67	393,300	7	342,100
8	288,800	68	377,400	8	314,400	68	393,900	8	344,000
9	290,500	69	377,700	9	316,000	69	394,300	9	346,000
10	292,400	70	378,300	10	318,200	70	394,800	10	348,000
11	294,300	71	379,000	11	320,500	71	395,400	11	350,100
12	296,100	72	379,600	12	322,500	72	396,000	12	352,100
13	297,900	73	380,000	13	324,600	73	396,300	13	353,900
14	299,600	74	380,600	14	326,600	74	396,700	14	356,000
15	301,000	75	381,300	15	328,500	75	397,100	15	357,900
16	302,400	76	381,900	16	330,500	76	397,500	16	359,900
17	304,000	77	382,300	17	332,400	77	397,800	17	361,600
18	306,000	78	382,800	18	334,500	78	398,100	18	363,600
19	308,000	79	383,400	19	336,400	79	398,400	19	365,500
20	309,900	80	383,900	20	338,300	80	398,600	20	367,400
21	311,600	81	384,400	21	340,100	81	398,800	21	369,300
22	313,500	82	385,100	22	342,100	82	399,100	22	371,300
23	315,500	83	385,600	23	344,100	83	399,400	23	373,200
24	317,300	84	385,900	24	346,100	84	399,600	24	375,200
25	319,100	85	386,300	25	347,500	85	399,800	25	377,100
26	321,100	86	386,800	26	349,500	86	400,100	26	379,000
27	323,100	87	387,200	27	351,400	87	400,500	27	381,000
28	325,100	88	387,600	28	353,300	88	400,700	28	382,900
29	326,800	89	388,000	29	355,000	89	400,900	29	384,400
30	328,800	90	388,500	30	356,900	90	401,200	30	386,300
31	330,900	91	388,900	31	358,700	91	401,500	31	388,100
32	332,900	92	389,300	32	360,600	92	401,700	32	389,700
33	334,200	93	389,600	33	362,400	93	401,900	33	391,500
34	336,200	再雇用職員	281,100	34	364,200	再雇用職員	296,500	34	392,900
35	338,100			35	366,000			35	394,300
36	340,200			36	367,700			36	395,800
37	342,100			37	369,100			37	397,200
38	344,000			38	370,500			38	398,400
39	346,000			39	371,800			39	399,600
40	347,900			40	373,200			40	400,700
41	349,800			41	374,300			41	401,800
42	351,700			42	375,300			42	403,000
43	353,500			43	376,300			43	404,100
44	355,400			44	377,400			44	405,200
45	356,900			45	378,200			45	406,000
46	358,300			46	379,100			46	406,700
47	359,800			47	380,100			47	407,400
48	361,300			48	380,900			48	408,100
49	362,800			49	381,700			49	408,700
50	363,600			50	382,500			50	409,300
51	364,700			51	383,300			51	409,800
52	365,700			52	384,000			52	410,200
53	366,600			53	384,700			53	410,700
54	367,700			54	385,500			54	411,000
55	368,600			55	386,200			55	411,300
56	369,600			56	386,900			56	411,600
57	370,600			57	387,400			57	411,900
58	371,300			58	388,000			58	412,200
59	372,000			59	388,600			59	412,500
60	372,600			60	389,300			60	412,800

号俸	5 級 基本給月額	号俸	6 級 基本給月額	号俸	6 級 基本給月額	号俸	7 級 基本給月額	号俸	8 級 基本給月額
	円		円		円		円		円
61	413,100	1	372,800	61	455,100	1	418,500	1	469,100
62	413,400	2	375,500			2	421,000	2	472,300
63	413,700	3	377,900	再雇用職員	365,200	3	423,500	3	475,300
64	414,000	4	380,400			4	426,000	4	478,400
65	414,300	5	382,300			5	427,900	5	481,400
66	414,600	6	384,800			6	430,000	6	484,500
67	414,900	7	387,200			7	432,200	7	487,600
68	415,200	8	389,700			8	434,400	8	490,700
69	415,400	9	392,200			9	436,400	9	493,500
70	415,800	10	394,800			10	438,500	10	496,600
71	416,100	11	397,500			11	440,600	11	499,700
72	416,300	12	400,100			12	442,600	12	502,900
73	416,500	13	402,500			13	444,300	13	505,600
74	416,800	14	404,800			14	446,100	14	508,000
75	417,100	15	407,100			15	448,100	15	510,300
76	417,300	16	409,400			16	450,000	16	512,700
77	417,500	17	411,300			17	451,900	17	514,700
78	417,800	18	413,200			18	453,700	18	516,100
79	418,100	19	415,100			19	455,500	19	517,700
80	418,300	20	417,000			20	457,300	20	519,100
81	418,500	21	418,800			21	459,100	21	520,300
82	418,800	22	420,600			22	460,600	22	521,700
83	419,100	23	422,500			23	462,100	23	523,300
84	419,300	24	424,300			24	463,600	24	524,800
85	419,500	25	426,000			25	465,000	25	525,900
		26	427,500			26	466,300	26	527,000
再雇用職員	322,500	27	429,000			27	467,700	27	528,300
		28	430,500			28	468,900	28	529,500
		29	432,100			29	469,900	29	530,500
		30	433,400			30	470,600	30	531,400
		31	434,700			31	471,400	31	532,300
		32	435,900			32	472,200	32	533,300
		33	437,200			33	472,900	33	534,100
		34	438,500			34	473,700	34	535,000
		35	439,800			35	474,400	35	535,700
		36	441,000			36	475,000	36	536,200
		37	442,300			37	475,500	37	536,900
		38	443,100			38	476,100	38	537,500
		39	443,900			39	476,700	39	538,400
		40	444,700			40	477,400	40	539,000
		41	445,300			41	477,900	41	539,500
		42	446,000			42	478,400		
		43	446,800			43	478,800	再雇用職員	451,200
		44	447,500			44	479,100		
		45	448,300			45	479,400		
		46	449,100						
		47	449,500			再雇用職員	399,000		
		48	450,200						
		49	450,700						
		50	451,100						
		51	451,600						
		52	452,000						
		53	452,400						
		54	452,800						
		55	453,200						
		56	453,500						
		57	453,800						
		58	454,200						
		59	454,500						
		60	454,800						

別表第2の2 診療情報管理職基本給表（第11条第1項第2号の2関係）

診療情報管理職基本給表

給与明細書（年度別）										
号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	
	円		円		円		円		円	
1	165,300	61	253,700	121	289,900	1	245,700	61	332,800	
2	166,500	62	254,700	122	290,200	2	247,200	62	333,700	
3	167,700	63	255,600	123	290,400	3	248,700	63	334,600	
4	168,800	64	256,500	124	290,600	4	250,100	64	335,400	
5	169,900	65	257,400	125	290,900	5	251,300	65	336,200	
6	171,100	66	258,400	126	291,100	6	253,000	66	336,600	
7	172,200	67	259,200	127	291,200	7	254,500	67	337,200	
8	173,300	68	260,000	128	291,400	8	255,900	68	337,900	
9	174,300	69	260,700	129	291,600	9	257,000	69	338,700	
10	175,700	70	261,800	130	291,700	10	258,500	70	339,500	
11	177,100	71	263,100	131	291,900	11	260,000	71	340,200	
12	178,400	72	264,200	132	292,100	12	261,300	72	340,800	
13	179,600	73	265,400	133	292,200	13	262,700	73	341,300	
14	181,200	74	266,600	134	292,300	14	263,900	74	341,900	
15	182,700	75	267,800	135	292,500	15	265,100	75	342,400	
16	184,300	76	268,900	136	292,600	16	266,300	76	343,000	
17	185,400	77	270,000	137	292,700	17	267,500	77	343,300	
18	186,900	78	271,100	138	292,800	18	268,900	78	343,800	
19	188,300	79	272,200	139	292,900	19	270,200	79	344,300	
20	189,700	80	273,300	140	293,000	20	271,500	80	344,700	
21	191,000	81	274,300	141	293,100	21	273,000	81	345,100	
22	193,400	82	275,300	142	293,300	22	274,500	82	345,600	
23	195,600	83	276,300	143	293,400	23	276,100	83	346,100	
24	197,900	84	277,200	144	293,500	24	277,600	84	346,600	
25	200,100	85	278,100	145	293,600	25	279,300	85	346,900	
26	201,900	86	278,400	146	293,700	26	281,000	86	347,300	
27	203,400	87	278,600	147	293,800	27	282,600	87	347,800	
28	204,900	88	278,800	148	293,900	28	284,300	88	348,200	
29	206,400	89	279,200	149	294,000	29	285,900	89	348,500	
30	207,900	90	279,600	150	294,100	30	287,400	90	348,900	
31	209,300	91	280,100	151	294,200	31	289,000	91	349,500	
32	210,700	92	280,400	152	294,300	32	290,500	92	349,900	
33	212,200	93	280,800	153	294,400	33	291,600	93	350,100	
34	213,900	94	281,300	154	294,500	34	293,300	94	350,500	
35	215,600	95	281,800	155	294,600	35	294,800	95	351,000	
36	217,200	96	282,100	156	294,700	36	296,300	96	351,400	
37	218,700	97	282,300	157	294,800	37	297,700	97	351,600	
38	220,500	98	282,600	再雇用職員	220,500	38	299,400	98	352,000	
39	222,300	99	283,100			39	301,000	99	352,400	
40	224,000	100	283,600			40	302,600	100	352,700	
41	225,500	101	284,000			41	304,200	101	353,000	
42	227,100	102	284,400			42	305,800	102	353,400	
43	228,600	103	284,700			43	307,300	103	353,800	
44	230,100	104	285,100			44	308,900	104	354,200	
45	231,300	105	285,400			45	310,500	105	354,800	
46	232,800	106	285,800			46	312,100	106	355,200	
47	234,200	107	286,100			47	313,800	107	355,600	
48	235,600	108	286,500			48	315,300	108	356,000	
49	237,000	109	286,900			49	316,200	109	356,500	
50	238,700	110	287,200			50	317,700	110	356,900	
51	240,200	111	287,500			51	319,300	111	357,200	
52	241,600	112	287,800			52	320,900	112	357,500	
53	242,900	113	288,200			53	322,500	113	358,000	
54	244,500	114	288,400			54	324,200	再雇用職員	261,300	
55	246,000	115	288,600			55	325,700			
56	247,500	116	288,800			56	327,200			
57	248,500	117	288,900			57	328,600			
58	250,000	118	289,200			58	329,900			
59	251,300	119	289,500			59	331,000			
60	252,600	120	289,700			60	332,100			

号俸	3 級 基本給月額	号俸	3 級 基本給月額
	円		円
1	277,000	61	373,000
2	278,700	62	373,600
3	280,200	63	374,300
4	281,800	64	375,100
5	283,400	65	375,400
6	285,100	66	376,100
7	286,900	67	376,800
8	288,800	68	377,400
9	290,500	69	377,700
10	292,400	70	378,300
11	294,300	71	379,000
12	296,100	72	379,600
13	297,900	73	380,000
14	299,600	74	380,600
15	301,000	75	381,300
16	302,400	76	381,900
17	304,000	77	382,300
18	306,000	78	382,800
19	308,000	79	383,400
20	309,900	80	383,900
21	311,600	81	384,400
22	313,500	82	385,100
23	315,500	83	385,600
24	317,300	84	385,900
25	319,100	85	386,300
26	321,100	86	386,800
27	323,100	87	387,200
28	325,100	88	387,600
29	326,800	89	388,000
30	328,800	90	388,500
31	330,900	91	388,900
32	332,900	92	389,300
33	334,200	93	389,600
34	336,200	再雇用職員	281,100
35	338,100		
36	340,200		
37	342,100		
38	344,000		
39	346,000		
40	347,900		
41	349,800		
42	351,700		
43	353,500		
44	355,400		
45	356,900		
46	358,300		
47	359,800		
48	361,300		
49	362,800		
50	363,600		
51	364,700		
52	365,700		
53	366,600		
54	367,700		
55	368,600		
56	369,600		
57	370,600		
58	371,300		
59	372,000		
60	372,600		

別表第3 技能職基本給表（第11条第1項第3号関係）

技能職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	150,000	61	223,600	121	252,100	1	224,300	61	282,600
2	151,100	62	224,400	122	252,500	2	225,400	62	283,700
3	152,100	63	225,200	123	252,800	3	226,300	63	284,500
4	153,100	64	225,800	124	253,000	4	227,300	64	285,400
5	154,200	65	226,500	125	253,200	5	228,300	65	286,200
6	155,300	66	227,100	126	253,400	6	229,600	66	287,000
7	156,500	67	227,500	127	253,700	7	230,800	67	287,800
8	157,500	68	228,000	128	254,000	8	231,900	68	288,600
9	158,400	69	228,600	129	254,200	9	233,300	69	289,200
10	159,500	70	229,600	130	254,500	10	234,900	70	290,000
11	160,700	71	230,500	131	254,600	11	236,400	71	290,800
12	161,800	72	231,100	132	254,800	12	237,700	72	291,500
13	162,700	73	231,600	133	255,000	13	238,800	73	292,200
14	163,800	74	232,700	134	255,200	14	240,000	74	292,900
15	165,000	75	233,700	135	255,400	15	241,200	75	293,700
16	166,200	76	234,700	136	255,600	16	242,100	76	294,500
17	167,300	77	235,200	137	255,700	17	242,800	77	295,000
18	168,700	78	236,300	138	255,900	18	243,200	78	295,500
19	170,000	79	237,500	139	256,100	19	243,600	79	295,900
20	171,300	80	238,500	140	256,300	20	244,100	80	296,300
21	172,400	81	239,200	141	256,500	21	244,600	81	296,700
22	173,600	82	240,200	142	256,700	22	245,900	82	297,100
23	174,800	83	241,100	143	256,900	23	247,100	83	297,600
24	176,100	84	241,900	144	257,100	24	248,100	84	298,100
25	177,200	85	242,800	145	257,300	25	249,200	85	298,500
26	178,700	86	243,600	146	257,400	26	250,400	86	299,000
27	180,200	87	244,300	147	257,700	27	251,600	87	299,600
28	181,800	88	244,900	148	257,800	28	252,900	88	300,100
29	183,200	89	245,500	149	257,900	29	253,700	89	300,400
30	184,600	90	246,400	150	258,000	30	254,800	90	300,900
31	186,200	91	246,800	151	258,100	31	256,000	91	301,400
32	187,700	92	246,900	152	258,200	32	257,100	92	301,700
33	189,100	93	247,200	153	258,300	33	258,300	93	302,100
34	190,800	94	247,600	154	258,400	34	259,200	94	302,600
35	192,600	95	247,800	155	258,500	35	260,100	95	303,100
36	194,300	96	248,100	156	258,600	36	261,100	96	303,700
37	196,000	97	248,200	157	258,700	37	262,100	97	304,000
38	197,200	98	248,300	158	258,800	38	263,000	98	304,400
39	198,600	99	248,400	159	259,000	39	263,800	99	304,900
40	199,700	100	248,500	160	259,100	40	264,700	100	305,400
41	203,900	101	248,700	161	259,300	41	265,600	101	305,800
42	204,800	102	248,900	162	259,400	42	266,500	102	306,200
43	205,700	103	249,200	163	259,500	43	267,400	103	306,500
44	206,400	104	249,300	164	259,600	44	268,500	104	306,800
45	207,400	105	249,500	165	259,800	45	269,100	105	307,100
46	208,900	106	249,600	166	259,900	46	270,000	106	307,500
47	210,400	107	249,700	167	260,000	47	271,000	107	307,900
48	211,800	108	249,800	168	260,100	48	271,900	108	308,300
49	213,100	109	249,900	169	260,300	49	273,000	109	308,700
50	213,800	110	250,000	170	260,400	50	273,800	110	309,100
51	214,600	111	250,200	171	260,500	51	274,600	111	309,500
52	215,300	112	250,300	172	260,600	52	275,300	112	309,800
53	216,400	113	250,600	173	260,700	53	275,900	113	310,000
54	217,400	114	250,800	174	260,800	54	276,700	114	310,300
55	218,300	115	251,100	175	260,900	55	277,500	115	310,600
56	219,100	116	251,300	176	261,000	56	278,400	116	310,800
57	220,000	117	251,400	177	261,200	57	279,000	117	311,000
58	221,000	118	251,600	再雇用職員	209,800	58	279,900	118	311,300
59	222,000	119	251,800			59	280,800	119	311,600
60	222,900	120	252,000			60	281,700	120	311,800

号俸	2 級 基本給月額	号俸	3 級 基本給月額	号俸	3 級 基本給月額
	円		円		円
121	312,000	1	265,400	61	313,200
122	312,300	2	266,600	62	314,000
123	312,600	3	267,600	63	314,700
124	312,800	4	268,800	64	315,300
125	313,000	5	269,500	65	315,800
126	313,300	6	270,500	66	316,300
127	313,700	7	271,400	67	316,900
128	313,900	8	272,300	68	317,500
129	314,100	9	273,000	69	318,100
130	314,400	10	273,700	70	318,500
131	314,700	11	274,500	71	319,100
132	314,900	12	275,300	72	319,600
133	315,100	13	276,100	73	319,900
再雇用職員	228,700	14	276,900	74	320,400
		15	277,700	75	320,900
		16	278,600	76	321,300
		17	279,300	77	321,500
		18	280,300	78	321,800
		19	281,200	79	322,100
		20	282,000	80	322,400
		21	282,900	81	322,700
		22	283,600	82	323,000
		23	284,300	83	323,300
		24	285,000	84	323,600
		25	285,500	85	323,900
		26	286,200	86	324,300
		27	287,000	87	324,600
		28	287,700	88	324,800
		29	288,600	89	325,000
		30	289,500	90	325,300
		31	290,300	91	325,600
		32	291,100	92	325,900
		33	291,800	93	326,100
		34	292,700	94	326,400
		35	293,700	95	326,700
		36	294,600	96	326,900
		37	295,200	97	327,100
		38	296,000	98	327,400
		39	296,800	99	327,700
		40	297,600	100	327,900
		41	298,200	101	328,100
		42	299,300	再雇用職員	249,900
		43	300,300		
		44	301,200		
		45	301,900		
		46	302,800		
		47	303,800		
		48	304,600		
		49	305,200		
		50	305,800		
		51	306,400		
		52	307,100		
		53	307,700		
		54	308,600		
		55	309,300		
		56	310,000		
		57	310,600		
		58	311,300		
		59	312,000		
		60	312,600		

別表第4 教育職基本給表（第11条第1項第4号関係）

教育職基本給表

以月給金千円表									
号俸	1 級 基本給月額	号俸	1 級 基本給月額	号俸	1 級 基本給月額	号俸	2 級 基本給月額	号俸	2 級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	239, 300	61	360, 800	121	417, 400	1	265, 300	61	378, 800
2	241, 400	62	362, 300	122	417, 800	2	267, 300	62	380, 300
3	243, 400	63	363, 500	123	418, 400	3	269, 300	63	381, 600
4	245, 300	64	365, 100	124	418, 800	4	271, 300	64	382, 900
5	247, 200	65	366, 400	125	419, 300	5	273, 300	65	384, 100
6	249, 000	66	367, 600	126	419, 800	6	275, 500	66	385, 500
7	250, 600	67	369, 000	127	420, 300	7	277, 600	67	386, 700
8	252, 200	68	370, 300	128	420, 900	8	279, 700	68	388, 000
9	254, 300	69	371, 600	129	421, 300	9	281, 500	69	389, 200
10	256, 600	70	373, 000	再雇用職員	300, 100	10	284, 000	70	390, 600
11	259, 000	71	374, 200			11	286, 500	71	391, 800
12	261, 000	72	375, 700			12	289, 000	72	393, 000
13	263, 100	73	376, 800			13	291, 500	73	394, 300
14	265, 400	74	378, 100			14	293, 800	74	395, 700
15	267, 600	75	379, 300			15	295, 900	75	396, 900
16	269, 900	76	380, 600			16	297, 800	76	398, 100
17	272, 000	77	381, 700			17	300, 100	77	398, 700
18	274, 900	78	382, 900			18	302, 100	78	400, 000
19	277, 700	79	384, 000			19	304, 000	79	401, 500
20	280, 500	80	385, 200			20	306, 100	80	402, 900
21	283, 200	81	386, 200			21	308, 000	81	404, 000
22	285, 800	82	387, 200			22	310, 100	82	405, 100
23	288, 400	83	388, 200			23	312, 200	83	406, 200
24	290, 800	84	389, 200			24	314, 400	84	407, 300
25	293, 300	85	390, 400			25	316, 000	85	408, 100
26	295, 800	86	391, 400			26	318, 100	86	409, 200
27	298, 200	87	392, 500			27	320, 100	87	410, 300
28	300, 800	88	393, 500			28	322, 100	88	411, 300
29	303, 200	89	394, 300			29	324, 100	89	412, 200
30	305, 400	90	395, 300			30	325, 700	90	413, 100
31	307, 400	91	396, 200			31	327, 400	91	414, 000
32	309, 500	92	397, 100			32	328, 700	92	414, 900
33	311, 300	93	398, 000			33	330, 200	93	415, 800
34	313, 400	94	398, 900			34	332, 200	94	416, 800
35	315, 600	95	399, 700			35	333, 800	95	417, 800
36	317, 500	96	400, 600			36	335, 600	96	418, 800
37	319, 400	97	401, 500			37	337, 600	97	419, 400
38	321, 000	98	402, 200			38	339, 600	98	420, 100
39	322, 500	99	403, 000			39	341, 900	99	420, 900
40	324, 000	100	403, 800			40	343, 900	100	421, 500
41	325, 200	101	404, 600			41	346, 100	101	422, 000
42	327, 100	102	405, 500			42	348, 300	102	422, 400
43	328, 700	103	406, 300			43	350, 500	103	422, 700
44	330, 800	104	407, 100			44	352, 700	104	423, 000
45	332, 500	105	407, 700			45	354, 900	105	423, 200
46	334, 500	106	408, 400			46	356, 500	106	423, 500
47	336, 600	107	409, 000			47	358, 200	107	423, 800
48	338, 600	108	409, 700			48	360, 000	108	424, 100
49	340, 700	109	410, 400			49	361, 700	109	424, 300
50	342, 800	110	411, 100			50	363, 200	110	424, 600
51	344, 900	111	411, 800			51	364, 900	111	424, 900
52	346, 900	112	412, 400			52	366, 400	112	425, 100
53	348, 900	113	413, 000			53	367, 800	113	425, 300
54	350, 200	114	413, 500			54	369, 200	114	425, 600
55	351, 400	115	414, 100			55	370, 700	115	426, 000
56	352, 600	116	414, 600			56	371, 900	116	426, 200
57	354, 000	117	415, 200			57	373, 300	117	426, 400
58	355, 900	118	415, 900			58	374, 700	再雇用職員	309, 300
59	357, 600	119	416, 300			59	376, 100		
60	359, 100	120	416, 800			60	377, 300		

号俸	3 級 基本給月額	号俸	3 級 基本給月額
	円		円
1	296,500	61	417,500
2	299,200	62	419,100
3	301,600	63	420,600
4	304,000	64	422,200
5	306,300	65	423,600
6	308,700	66	424,500
7	311,000	67	425,400
8	313,200	68	426,400
9	315,400	69	427,300
10	317,900	70	428,300
11	320,400	71	429,300
12	322,800	72	430,100
13	325,100	73	430,800
14	327,100	74	431,700
15	329,200	75	432,600
16	330,900	76	433,500
17	333,100	77	434,500
18	335,400	78	435,500
19	337,600	79	436,500
20	339,900	80	437,400
21	341,800	81	438,100
22	344,400	82	439,000
23	346,700	83	439,900
24	349,400	84	440,700
25	351,800	85	441,700
26	354,300	86	442,500
27	357,000	87	443,300
28	359,700	88	444,200
29	362,000	89	444,900
30	364,300	90	445,400
31	366,600	91	446,000
32	368,800	92	446,500
33	371,100	93	447,000
34	372,800	94	447,500
35	374,200	95	447,900
36	375,700	96	448,300
37	377,400	97	448,500
38	379,500	98	448,900
39	381,600	99	449,200
40	383,600	100	449,500
41	385,700	101	449,800
42	387,600	再雇用職員	318,000
43	389,400		
44	391,300		
45	392,800		
46	394,500		
47	396,400		
48	398,300		
49	399,200		
50	401,000		
51	402,600		
52	404,200		
53	405,200		
54	406,900		
55	408,400		
56	410,100		
57	411,500		
58	413,100		
59	414,700		
60	416,300		

別表第5 福祉職基本給表（第11条第1項第5号関係）

福祉職基本給表

号俸	1 級 基本給月額	号俸	1 級 基本給月額	号俸	1 級 基本給月額	号俸	2 級 基本給月額	号俸	2 級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	180,400	61	266,800	121	328,100	1	269,700	61	342,100
2	181,700	62	268,100	122	328,500	2	271,200	62	342,300
3	182,900	63	269,200	123	328,800	3	272,600	63	342,800
4	184,100	64	270,500	124	329,100	4	274,100	64	343,300
5	185,000	65	271,600	125	329,600	5	275,000	65	343,600
6	186,600	66	272,600	126	330,000	6	276,200	66	344,000
7	188,000	67	273,900	127	330,200	7	277,500	67	344,600
8	189,400	68	274,900	128	330,600	8	278,900	68	345,000
9	190,500	69	275,900	129	331,000	9	279,900	69	345,500
10	192,000	70	277,100	130	331,400	10	281,000	70	346,000
11	193,400	71	278,200	131	331,800	11	282,200	71	346,400
12	194,800	72	279,300	132	332,100	12	283,200	72	346,900
13	196,200	73	280,400	133	332,300	13	284,100	73	347,100
14	197,600	74	281,700	134	332,600	14	285,300	74	347,600
15	199,000	75	283,300	135	332,900	15	286,600	75	348,100
16	200,300	76	284,600	136	333,200	16	287,900	76	348,500
17	201,800	77	286,000	137	333,600	17	289,300	77	348,800
18	203,100	78	287,400	138	333,800	18	290,900	78	349,200
19	204,400	79	288,900	139	334,200	19	292,500	79	349,800
20	205,500	80	290,300	140	334,600	20	294,000	80	350,200
21	206,600	81	291,700	141	335,000	21	295,200	81	350,400
22	208,200	82	292,900	142	335,300	22	296,900	82	350,700
23	209,800	83	294,200	143	335,700	23	298,200	83	351,200
24	211,200	84	295,500	144	336,000	24	299,800	84	351,600
25	212,900	85	296,500	145	336,300	25	301,500	85	351,900
26	214,300	86	297,600	146	336,700	26	302,800	86	352,200
27	215,700	87	298,800	147	337,000	27	304,400	87	352,700
28	217,200	88	299,800	148	337,200	28	305,900	88	353,100
29	218,900	89	301,000	149	337,400	29	306,900	89	353,400
30	220,100	90	302,300	150	337,600	30	308,100	90	353,800
31	221,500	91	303,700	151	337,700	31	309,600	91	354,200
32	222,700	92	305,000	152	337,800	32	310,800	92	354,500
33	223,800	93	306,100	153	337,900	33	312,000	93	354,800
34	225,100	94	307,500	再雇用職員	246,800	34	313,500	再雇用職員	261,400
35	226,300	95	308,800			35	314,900		
36	227,400	96	310,200			36	316,300		
37	228,400	97	311,300			37	317,800		
38	231,100	98	312,500			38	319,300		
39	233,500	99	313,700			39	320,700		
40	235,800	100	314,800			40	322,200		
41	241,400	101	315,500			41	323,500		
42	243,000	102	316,600			42	325,100		
43	244,300	103	317,800			43	326,600		
44	245,500	104	319,100			44	327,900		
45	246,800	105	320,400			45	329,000		
46	248,200	106	321,100			46	330,200		
47	249,500	107	321,700			47	331,400		
48	250,700	108	322,300			48	332,600		
49	251,900	109	323,000			49	333,600		
50	253,200	110	323,700			50	334,700		
51	254,300	111	324,400			51	335,500		
52	255,300	112	325,000			52	336,500		
53	256,000	113	325,300			53	337,200		
54	257,100	114	325,600			54	337,900		
55	258,400	115	326,200			55	338,600		
56	259,500	116	326,500			56	339,500		
57	260,700	117	326,800			57	340,100		
58	262,300	118	327,100			58	340,600		
59	263,900	119	327,400			59	341,200		
60	265,400	120	327,700			60	341,700		

号俸	3 級 基本給月額	号俸	3 級 基本給月額
	円		円
1	290,600	61	385,100
2	292,000	62	385,800
3	293,600	63	386,500
4	294,900	64	387,100
5	296,300	65	387,400
6	298,000	66	388,000
7	299,900	67	388,600
8	301,700	68	389,300
9	303,500	69	389,700
10	305,400	70	390,500
11	307,400	71	391,100
12	309,300	72	391,700
13	310,500	73	392,100
14	312,600	74	392,700
15	314,700	75	393,300
16	316,600	76	393,900
17	318,500	77	394,300
18	320,300	78	394,800
19	321,900	79	395,400
20	323,600	80	396,000
21	325,400	81	396,500
22	327,500	82	396,900
23	329,600	83	397,300
24	331,400	84	397,700
25	333,300	85	397,900
26	335,300	86	398,100
27	337,100	87	398,400
28	338,900	88	398,700
29	340,800	89	398,900
30	342,800	90	399,200
31	344,800	91	399,500
32	346,700	92	399,700
33	348,300	93	399,900
34	350,300	再雇用職員	295,200
35	352,000		
36	353,700		
37	355,000		
38	356,900		
39	358,800		
40	360,700		
41	362,600		
42	364,400		
43	366,200		
44	367,900		
45	369,600		
46	371,100		
47	372,500		
48	373,900		
49	375,000		
50	376,100		
51	377,100		
52	378,200		
53	378,900		
54	379,500		
55	380,300		
56	381,100		
57	381,900		
58	382,700		
59	383,500		
60	384,200		

別表第5の2 介護福祉職基本給表（第11条第1項第6号関係）

介護福祉職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	180,400	61	247,400	121	281,400	1	227,900	61	306,100
2	181,700	62	247,900	122	281,600	2	229,600	62	307,500
3	182,900	63	248,400	123	282,000	3	231,400	63	308,800
4	184,100	64	248,900	124	282,300	4	233,200	64	310,200
5	185,000	65	249,500	125	282,500	5	234,900	65	311,300
6	186,600	66	250,300	126	282,800	6	236,600	66	312,500
7	188,000	67	251,200	127	283,300	7	238,400	67	313,700
8	189,400	68	251,900	128	283,700	8	239,700	68	314,800
9	190,500	69	252,900	129	283,900	9	241,400	69	315,500
10	192,000	70	253,800	130	284,300	10	243,000	70	316,600
11	193,400	71	254,600	131	284,700	11	244,300	71	317,800
12	194,800	72	255,200	132	285,000	12	245,500	72	319,100
13	196,200	73	255,800	133	285,200	13	246,800	73	320,400
14	197,600	74	256,700	134	285,500	14	248,200	74	321,100
15	199,000	75	257,600	135	285,900	15	249,500	75	321,700
16	200,300	76	258,300	136	286,200	16	250,700	76	322,300
17	201,800	77	259,000	137	286,400	17	251,900	77	323,000
18	203,100	78	259,900	138	286,700	18	253,200	78	323,700
19	204,400	79	260,800	139	287,000	19	254,300	79	324,400
20	205,500	80	261,400	140	287,300	20	255,300	80	325,000
21	206,600	81	262,100	141	287,500	21	256,000	81	325,300
22	208,200	82	262,700	142	287,700	22	257,100	82	325,600
23	209,800	83	263,300	143	287,900	23	258,400	83	326,200
24	211,200	84	263,900	144	288,300	24	259,500	84	326,500
25	212,900	85	264,500	145	288,700	25	260,700	85	326,800
26	214,300	86	265,300	146	288,900	26	262,300	86	327,100
27	215,700	87	266,000	147	289,200	27	263,900	87	327,400
28	217,200	88	266,700	148	289,500	28	265,400	88	327,700
29	218,900	89	267,200	149	289,800	29	266,800	89	328,100
30	220,100	90	268,100	150	290,000	30	268,100	90	328,500
31	221,500	91	268,900	151	290,300	31	269,200	91	328,800
32	222,700	92	269,600	152	290,500	32	270,500	92	329,100
33	223,800	93	270,000	153	290,800	33	271,600	93	329,600
34	225,100	94	270,500	再雇用職員	234,100	34	272,600	94	330,000
35	226,300	95	271,000			35	273,900	95	330,200
36	227,400	96	271,700			36	274,900	96	330,600
37	228,400	97	272,400			37	275,900	97	331,000
38	229,500	98	273,200			38	277,100	98	331,400
39	230,600	99	273,900			39	278,200	99	331,800
40	231,600	100	274,600			40	279,300	100	332,100
41	232,600	101	275,000			41	280,400	101	332,300
42	233,300	102	275,500			42	281,700	102	332,600
43	234,100	103	275,900			43	283,300	103	332,900
44	234,900	104	276,300			44	284,600	104	333,200
45	235,600	105	276,500			45	286,000	105	333,600
46	236,400	106	276,700			46	287,400	106	333,800
47	237,400	107	277,000			47	288,900	107	334,200
48	238,100	108	277,300			48	290,300	108	334,600
49	238,700	109	277,600			49	291,700	109	335,000
50	239,600	110	278,000			50	292,900	110	335,300
51	240,600	111	278,300			51	294,200	111	335,700
52	241,300	112	278,500			52	295,500	112	336,000
53	241,700	113	278,800			53	296,500	113	336,300
54	242,800	114	279,100			54	297,600	114	336,700
55	243,400	115	279,400			55	298,800	115	337,000
56	244,000	116	279,800			56	299,800	116	337,200
57	244,700	117	280,100			57	301,000	117	337,400
58	245,400	118	280,400			58	302,300	118	337,700
59	246,100	119	280,800			59	303,700	119	338,100
60	246,700	120	281,200			60	305,000	120	338,500

号俸	2 級 基本給月額	号俸	3 級 基本給月額	号俸	3 級 基本給月額
	円		円		円
121	338,700	1	269,700	61	342,100
再雇用職員	246,800	2	271,200	62	342,300
		3	272,600	63	342,800
		4	274,100	64	343,300
		5	275,000	65	343,600
		6	276,200	66	344,000
		7	277,500	67	344,600
		8	278,900	68	345,000
		9	279,900	69	345,500
		10	281,000	70	346,000
		11	282,200	71	346,400
		12	283,200	72	346,900
		13	284,100	73	347,100
		14	285,300	74	347,600
		15	286,600	75	348,100
		16	287,900	76	348,500
		17	289,300	77	348,800
		18	290,900	78	349,200
		19	292,500	79	349,800
		20	294,000	80	350,200
		21	295,200	81	350,400
		22	296,900	82	350,700
		23	298,200	83	351,200
		24	299,800	84	351,600
		25	301,500	85	351,900
		26	302,800	86	352,200
		27	304,400	87	352,700
		28	305,900	88	353,100
		29	306,900	89	353,400
		30	308,100	90	353,800
		31	309,600	91	354,200
		32	310,800	92	354,500
		33	312,000	93	354,800
		34	313,500	再雇用職員	261,400
		35	314,900		
		36	316,300		
		37	317,800		
		38	319,300		
		39	320,700		
		40	322,200		
		41	323,500		
		42	325,100		
		43	326,600		
		44	327,900		
		45	329,000		
		46	330,200		
		47	331,400		
		48	332,600		
		49	333,600		
		50	334,700		
		51	335,500		
		52	336,500		
		53	337,200		
		54	337,900		
		55	338,600		
		56	339,500		
		57	340,100		
		58	340,600		
		59	341,200		
		60	341,700		

別表第6 療養介助職基本給表（第11条第1項第7号関係）

療養介助職基本給表

号俸	1 級 基本給月額	号俸	1 級 基本給月額	号俸	1 級 基本給月額	号俸	2 級 基本給月額	号俸	2 級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	180,300	61	235,100	121	241,350	1	230,000	61	260,200
2	181,600	62	235,300	122	241,400	2	230,800	62	260,400
3	182,500	63	235,500	123	241,450	3	231,200	63	260,500
4	183,400	64	235,600	124	241,500	4	231,900	64	260,600
5	184,200	65	235,700	125	241,550	5	232,700	65	260,800
6	185,800	66	235,800	126	241,600	6	233,700	66	261,100
7	187,500	67	235,900	127	241,650	7	234,400	67	261,400
8	188,400	68	236,000	128	241,700	8	235,100	68	261,600
9	189,200	69	236,100	129	241,750	9	235,800	69	261,700
10	190,900	70	236,200	130	241,800	10	236,800	70	261,900
11	192,700	71	236,300	131	241,850	11	237,800	71	262,200
12	194,600	72	236,400	132	241,900	12	238,600	72	262,300
13	196,500	73	236,500	133	241,950	13	239,300	73	262,400
14	198,000	74	236,600	134	242,000	14	240,000	74	262,800
15	199,600	75	236,700	135	242,050	15	240,600	75	262,900
16	201,200	76	236,800	136	242,100	16	241,100	76	263,100
17	202,800	77	236,900	137	242,150	17	241,600	77	263,200
18	204,300	78	237,000	138	242,200	18	242,100	78	263,400
19	205,600	79	237,200	139	242,250	19	242,500	79	263,500
20	206,900	80	237,300	140	242,300	20	243,000	80	263,600
21	208,100	81	237,400	141	242,350	21	243,400	81	263,700
22	208,700	82	237,500	142	242,400	22	243,900	82	263,900
23	209,800	83	237,600	143	242,450	23	244,600	83	264,000
24	210,400	84	237,700	144	242,500	24	245,300	84	264,100
25	211,100	85	237,800	145	242,550	25	245,700	85	264,200
26	212,200	86	237,900	146	242,600	26	246,500	86	264,300
27	213,300	87	238,000	147	242,650	27	247,100	87	264,500
28	214,300	88	238,100	148	242,700	28	247,700	88	264,600
29	215,500	89	238,200	149	242,750	29	248,100	89	264,700
30	216,300	90	238,300	再雇用職員	212,700	30	248,700	90	264,900
31	217,000	91	238,400			31	249,200	91	265,100
32	217,800	92	238,500			32	249,700	92	265,200
33	220,900	93	238,600			33	250,400	93	265,400
34	221,400	94	238,700			34	250,700	94	265,600
35	222,100	95	238,800			35	251,000	95	265,800
36	222,500	96	238,900			36	251,700	96	266,000
37	223,400	97	239,000			37	252,100	97	266,100
38	224,100	98	239,100			38	252,500	98	266,300
39	224,900	99	239,200			39	252,800	99	266,500
40	225,600	100	239,300			40	253,200	100	266,700
41	226,300	101	239,400			41	253,700	101	266,800
42	227,100	102	239,500			42	253,900	102	267,000
43	227,700	103	239,600			43	254,400	103	267,200
44	228,500	104	239,700			44	254,800	104	267,300
45	229,100	105	239,800			45	255,200	105	267,400
46	229,700	106	239,900			46	255,700	106	267,600
47	230,200	107	240,000			47	256,200	107	267,800
48	230,500	108	240,100	48	256,600	108	267,900		
49	230,800	109	240,200	49	257,100	109	268,000		
50	231,200	110	240,300	50	257,400	再雇用職員	235,400		
51	231,700	111	240,400	51	257,800				
52	232,100	112	240,500	52	258,200				
53	232,400	113	240,600	53	258,400				
54	232,900	114	240,700	54	258,800				
55	233,400	115	240,800	55	259,000				
56	233,800	116	240,900	56	259,200				
57	233,900	117	241,000	57	259,500				
58	234,200	118	241,100	58	259,700				
59	234,600	119	241,200	59	259,900				
60	235,000	120	241,300	60	260,100				

別表第6の2 医師事務作業補助職基本給表（第11条第1項第8号関係）

医師事務作業補助職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	180,300	61	235,100	121	241,350	1	230,000	61	260,200
2	181,600	62	235,300	122	241,400	2	230,800	62	260,400
3	182,500	63	235,500	123	241,450	3	231,200	63	260,500
4	183,400	64	235,600	124	241,500	4	231,900	64	260,600
5	184,200	65	235,700	125	241,550	5	232,700	65	260,800
6	185,800	66	235,800	126	241,600	6	233,700	66	261,100
7	187,500	67	235,900	127	241,650	7	234,400	67	261,400
8	188,400	68	236,000	128	241,700	8	235,100	68	261,600
9	189,200	69	236,100	129	241,750	9	235,800	69	261,700
10	190,900	70	236,200	130	241,800	10	236,800	70	261,900
11	192,700	71	236,300	131	241,850	11	237,800	71	262,200
12	194,600	72	236,400	132	241,900	12	238,600	72	262,300
13	196,500	73	236,500	133	241,950	13	239,300	73	262,400
14	198,000	74	236,600	134	242,000	14	240,000	74	262,800
15	199,600	75	236,700	135	242,050	15	240,600	75	262,900
16	201,200	76	236,800	136	242,100	16	241,100	76	263,100
17	202,800	77	236,900	137	242,150	17	241,600	77	263,200
18	204,300	78	237,000	138	242,200	18	242,100	78	263,400
19	205,600	79	237,200	139	242,250	19	242,500	79	263,500
20	206,900	80	237,300	140	242,300	20	243,000	80	263,600
21	208,100	81	237,400	141	242,350	21	243,400	81	263,700
22	208,700	82	237,500	142	242,400	22	243,900	82	263,900
23	209,800	83	237,600	143	242,450	23	244,600	83	264,000
24	210,400	84	237,700	144	242,500	24	245,300	84	264,100
25	211,100	85	237,800	145	242,550	25	245,700	85	264,200
26	212,200	86	237,900	146	242,600	26	246,500	86	264,300
27	213,300	87	238,000	147	242,650	27	247,100	87	264,500
28	214,300	88	238,100	148	242,700	28	247,700	88	264,600
29	215,500	89	238,200	149	242,750	29	248,100	89	264,700
30	216,300	90	238,300	再雇用職員	212,700	30	248,700	90	264,900
31	217,000	91	238,400			31	249,200	91	265,100
32	217,800	92	238,500			32	249,700	92	265,200
33	220,900	93	238,600			33	250,400	93	265,400
34	221,400	94	238,700			34	250,700	94	265,600
35	222,100	95	238,800			35	251,000	95	265,800
36	222,500	96	238,900			36	251,700	96	266,000
37	223,400	97	239,000			37	252,100	97	266,100
38	224,100	98	239,100			38	252,500	98	266,300
39	224,900	99	239,200			39	252,800	99	266,500
40	225,600	100	239,300			40	253,200	100	266,700
41	226,300	101	239,400			41	253,700	101	266,800
42	227,100	102	239,500			42	253,900	102	267,000
43	227,700	103	239,600			43	254,400	103	267,200
44	228,500	104	239,700			44	254,800	104	267,300
45	229,100	105	239,800			45	255,200	105	267,400
46	229,700	106	239,900			46	255,700	106	267,600
47	230,200	107	240,000			47	256,200	107	267,800
48	230,500	108	240,100			48	256,600	108	267,900
49	230,800	109	240,200			49	257,100	109	268,000
50	231,200	110	240,300			50	257,400	再雇用職員	235,400
51	231,700	111	240,400			51	257,800		
52	232,100	112	240,500			52	258,200		
53	232,400	113	240,600			53	258,400		
54	232,900	114	240,700			54	258,800		
55	233,400	115	240,800			55	259,000		
56	233,800	116	240,900			56	259,200		
57	233,900	117	241,000			57	259,500		
58	234,200	118	241,100			58	259,700		
59	234,600	119	241,200			59	259,900		
60	235,000	120	241,300			60	260,100		

別表第7 級別標準職務表（第11条第3項関係）

イ 医療職基本給表（一）級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	一般医師の職務
2 級	医長の職務
備考 1	本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。
2	特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。
3	前2項の規定は、以下の級別標準職務表において同様とする。

ロ 医療職基本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 薬剤師の職務 2 診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、視能訓練士、言語聴覚士又は救急救命士の職務 3 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師又は心理療法士（以下この表において「医療技術職員」という。）の職務
2 級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任義肢装具士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任救急救命士、主任歯科衛生士又は主任心理療法士の職務 3 困難な業務を行う診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、視能訓練士、言語聴覚士又は救急救命士の職務 4 困難な業務を行う医療技術職員の職務
3 級	1 主任薬剤師の職務 2 副診療放射線技師長、副臨床検査技師長、副栄養管理室長、副臨床工学技士長、副理学療法士長、副作業療法士長又は副言語聴覚士長の職務 3 困難な業務を行う主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任義肢装具士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任救急救命士、主任歯科衛生士又は主任心理療法士の職務
4 級	1 副薬剤部長の職務 2 困難な業務を行う主任薬剤師の職務 3 診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、臨床工学技士長、理学療法士長、作業療法士長又は言語聴覚士長の職務
5 級	1 薬剤部長の職務 2 理事長が定める規模の大きい病院の診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
6 級	理事長が定める規模の大きい病院の薬剤部長の職務
7 級	理事長が定める特に規模の大きい病院の薬剤部長の職務

ハ 医療職基本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	准看護師の職務
2 級	保健師、助産師又は看護師の職務
3 級	副看護師長の職務
4 級	看護師長の職務
5 級	副看護部長の職務
6 級	看護部長の職務
7 級	副院長（看護師である者に限る。）の職務 理事長が定める規模の大きい病院の看護部長の職務

ニ 事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	一般職員の職務
2 級	1 係長の職務 2 係主任の職務
3 級	補佐の職務
4 級	1 課長の職務 2 副施設長の職務
5 級	1 事務長の職務 2 困難な業務を行う課長及び副施設長の職務
6 級	1 事務部長の職務 2 院長補佐の職務
7 級	理事長が定める規模の大きい病院の事務部長の職務
8 級	理事長が定める特に規模の大きい病院の事務部長の職務

ホ 診療情報管理職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	診療情報管理員の職務
2 級	主任診療情報管理員の職務
3 級	診療情報管理専門職の職務
備考	「診療情報管理員」とは、診療情報の管理、入院患者についての疾病統計（ＩＣＤ１０による疾病分類等）及び診療報酬の請求事務のうちＤＰＣのコーディングに係る業務を行う職員をいう。

ヘ 技能職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 一般職員の職務 2 労務職員の職務
2 級	1 数名の一般職員を直接指揮監督する職長、副職長又は主任の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする一般職員の職務
3 級	多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
備考	1 「一般職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手又は調理師等の職員である。 2 「労務職員」とは、保清員、洗たく員又は消毒員等である。

ト 教育職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	教員の職務
2 級	教務主任の職務
3 級	副学校長の職務

チ 福祉職 基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 保育士の職務 2 医療社会事業専門員の職務
2 級	1 主任保育士の職務 2 主任医療社会事業専門員の職務
3 級	1 困難な業務を行う主任医療社会事業専門員の職務

リ 介護福祉職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 介護福祉士の職務 2 介護支援専門員の職務
2 級	1 主任介護福祉士の職務 2 主任介護支援専門員の職務
3 級	1 介護福祉士長の職務 2 困難な業務を行う主任介護福祉士の職務 3 困難な業務を行う主任介護支援専門員の職務

ヌ 療養介助職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	療養介助員の職務
2 級	療養介助長又は副療養介助長の職務
備考	「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー２級）の資格を有し、身体介助等の業務を行う職員及び看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手、又は作業療法助手等をいう。

ル 医師事務作業補助職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	医師事務作業補助員の職務
2 級	主任医師事務作業補助員の職務

別表第8 初任給基準表（第12条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師	博 士 課 程 修 了	25 号 俸
歯 科 医 師	大 学 6 卒	1 号 俸

備考

理事長が特に必要と認める場合は初任給欄の号俸について別に基準を定める。

ロ 医療職基本給表（二）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	1 級 35 号 俸
	大 学 卒	1 級 21 号 俸
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
栄 養 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
義 肢 装 具 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
視 能 訓 練 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
救 急 救 命 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
歯 科 衛 生 士	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 7 号 俸
歯 科 技 工 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸
あん摩マッサージ指圧師	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

ハ 医療職基本給表（三）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保 健 師 助 産 師	大 学 卒	2 級 11 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
看 護 師	大 学 卒	2 級 9 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
	短 大 2 卒	2 級 1 号 俸
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号俸、「短大2卒」にあつては2級9号俸とする。

ニ 事務職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
試 採 験 用 事 務 職	大 学 卒	1 級 25 号 俸
	高 校 卒	1 級 5 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 学歴免許等欄の「大学卒」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験に合格した者をいう。
- 2 学歴免許等欄の「高校卒」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験に合格した者をいう。

ホ 診療情報管理職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
診 療 情 報 管 理 員	高 校 卒	1 級 1 号 俸

ヘ 技能職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
技 能 職 員	高 校 卒	1 級 17 号 俸
	中 学 卒	1 級 9 号 俸

備考

職種欄の「技能職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理又は洗たく長等職員である。

ト 福祉職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医療社会事業専門員	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
保 育 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸

備考

職種欄の「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。

チ 介護福祉職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
介護福祉士 介護支援専門員	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

リ 療養介助職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
療 養 介 助 員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 職種欄の「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー 2 級）の資格を有し、身体介助等の業務を行う職員及び看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手等の助手業務等を行う職員をいう。
- 2 学歴免許等欄の「短大卒」の区分の適用については、理事長が別に定める学校等に限る。

ヌ 医師事務作業補助職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医師事務作業補助員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 職種欄の「医師事務作業補助員」とは、医師の指示の下に、診断書などの文書作成補助、診療記録への代行入力、医療の質の向上に資する事務作業（診療に関するデータ整理、院内がん登録等の統計・調査、医師等の教育や研修・カンファレンスのための準備作業等）並びに行政上の業務（救急医療システムへの入力、感染症サーベイランス事業に係る入力等）を行う職員（秘書業務、窓口・受付業務、診療報酬の請求事務（DPCのコーディングに係る業務を含む。）、医師以外の職種の指示の下に行う業務、医療機関の経営・運営のためのデータの収集業務、看護業務の補助並びに物品運搬業務等の業務を行う職員を除く。）をいう。
- 2 学歴免許等欄の「短大卒」の区分の適用については、理事長が別に定める学校等に限る。

別表第9 学歴免許等資格区分表（第12条第2項関係）

学 歴 免 許 等 の 区 分		学 歴 免 許 等 の 資 格	
基礎学歴区分	学 歴 区 分		
1 大 学 卒	一 博士課程修了	(1)	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了
		(2)	上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1)	学校教育法による大学院修士課程の修了
		(2)	上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1)	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
		(2)	上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1)	学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業
		(2)	上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1)	学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業
		(2)	上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1)	学校教育法による4年制の大学の卒業
		(2)	独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校の卒業
		(3)	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業
		(4)	上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短 大 卒	一 短大3卒	(1)	学校教育法による3年制の短期大学の卒業
		(2)	学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業
		(3)	学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業
		(4)	診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業
		(5)	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業
		(6)	臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業
		(7)	理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業
		(8)	視能訓練士法（昭和46年法律第64号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業
		(9)	言語聴覚士法（平成9年法律第132号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令（平成10年厚令第74号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年（高等専門学校にあっては、4年）以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業
		(10)	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業
		(11)	保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業
		(12)	上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

	二 短大 2 卒	(1) 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2 年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 (4) 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条第 1 項の規定による栄養士の養成施設（「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 (5) 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 (6) 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 (7) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限 5 年のものに限る。）の卒業 (8) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程（同法第 21 条第 3 号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業 (9) 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 13 条第 1 項第 1 号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設（「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 (10) 海上保安学校本科の修業年限 2 年の課程の卒業 (11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 短大 1 卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限 1 年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高 校 卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校 3 卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校 2 卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中 学 卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第 76 条 1 項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

別表第10 昇格対応号俸表（第13条第1項関係）

イ 医療職基本給表（一）

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇任後の号俸
	2級
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	17
38	18
39	19
40	20
41	21
42	22
43	23
44	24
45	25
46	26
47	27
48	28
49	29
50	30
51	31
52	32
53	33
54	34
55	35
56	36
57	37
58	38
59	39
60	40
61	41
62	42
63	43
64	44
65	45
66	46
67	47
68	48
69	49
70	
71	50
72	
73	51
74	
75	52
76	
77	53
78	
79	54
80	
81	55
82	
83	56
84	
85	57
86	
87	
88	58
89	
90	
91	59
92	
93	

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇任後の号俸
	2級
94	60
95	
96	
97	61
98	
99	
100	62
101	
102	
103	63
104	
105	
106	64
107	
108	
109	65
110	
111	
112	66
113	
114	
115	67
116	
117	
118	68
119	
120	
121	69
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	

ロ 医療職基本給表（二）

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	2	1	1	1	1
15	1	3	1	1	1	1
16	1	4	1	1	1	1
17	1	5	1	1	1	1
18	1	6	2	2	2	1
19	1	7	3	3	3	1
20	1	8	4	4	4	1
21	1	9	5	5	5	1
22	1	10	6	6	6	1
23	1	11	7	7	7	1
24	1	12	8	8	8	1
25	1	13	9	9	9	1
26	1	14	10	10	10	2
27	1	15	11	11	11	3
28	1	16	12	12	12	4
29	1	17	13	13	13	5
30	1	18	14	14	14	6
31	1	19	15	15	15	7
32	1	20	16	16	16	8
33	1	21	17	17	17	9
34	1	22	18	18	18	10
35	1	23	19	19	19	11
36	1	24	20	20	20	12
37	1	25	21	21	21	12
38	2	26	22	22	21	12
39	3	27	23	23	22	12
40	4	28	24	24	22	13
41	5	29	25	25	23	13
42	6	30	26	26	23	13
43	7	31	27	27	24	13
44	8	32	28	28	24	14
45	9	33	29	29	25	14
46	10	34	30	30	25	14
47	11	35	31	31	25	14
48	12	36	32	32	25	15
49	13	37	33	33	25	15
50	14	38	33	33	25	15
51	15	39	34	34	26	15
52	16	40	34	34	26	16
53	17	41	35	35	26	16
54	18	42	35	35	27	
55	19	43	36	36	27	
56	20	44	36	36	27	
57	21	45	37	37	28	
58	22	46	38	37	28	
59	23	47	39	37	29	
60	24	48	40	38	29	
61	25	49	41	38	29	
62	26	50	41	38	29	
63	27	51	41	39	30	
64	28	52	42	39	30	
65	29	53	42	39	30	
66	30	54	42	40		
67	31	55	43	40		
68	32	56	43	40		
69	33	57	43	41		
70	34	58	44	41		
71	35	59	44	42		
72	36	60	44	42		
73	37	61	45	43		
74	38	61	45	43		
75	39	62	45	44		
76	40	62	45	44		
77	41	63	46	45		
78	42	63	46	45		
79	43	64	46	46		
80	44	64	46	46		
81	45	65	47	47		
82	46	65	47	47		
83	47	66	47	48		
84	48	66	47	48		

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
85	49	67	48	48		
86	50	67	48			
87	51	68	48			
88	52	68	48			
89	53	69	49			
90	53	70	49			
91	54	71	49			
92	54	72	50			
93	55	73	50			
94	55	73	50			
95	56	74	51			
96	56	74	51			
97	57	75	51			
98	57	75	52			
99	58	76	52			
100	58	76	52			
101	59	77	53			
102	59	77	53			
103	60	78	54			
104	60	78	54			
105	61	79	55			
106	61	79				
107	61	80				
108	61	80				
109	61	81				
110	62	81				
111	62	82				
112	62	82				
113	62	83				
114	62					
115	63					
116	63					
117	63					
118	63					
119	63					
120	64					
121	64					
122	64					
123	64					
124	64					
125	65					
126	65					
127	65					
128	65					
129	65					
130	65					
131	65					
132	65					
133	65					
134	66					
135	66					
136	66					
137	66					
138	66					
139	66					
140	66					
141	66					
142	66					
143	67					
144	67					
145	67					
146	67					
147	67					
148	67					
149	67					
150	67					
151	67					
152	68					
153	68					

ハ 医療職基本給表（三）

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	42	34	46	42	33	37
59	43	35	47	43	34	37
60	44	36	48	44	34	37
61	45	37	49	45	35	37
62	46	38	50	46	35	38
63	47	39	51	47	36	38
64	48	40	52	48	36	38
65	49	41	53	49	37	38
66	50	42	54	50	37	38
67	51	43	55	51	38	39
68	52	44	56	52	38	39
69	53	45	57	53	39	39
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	41	
77	61	53	65	57	41	
78	62	54	66	58	41	
79	63	55	67	59	42	
80	64	56	68	60	42	
81	65	57	69	61	42	
82	65	58	70	61	42	
83	66	59	71	62	42	
84	66	60	72	62	42	

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	43	
87	68	63	75	64	43	
88	68	64	76	64	43	
89	69	65	77	65	43	
90	70	66	78	65	43	
91	71	67	79	66	44	
92	72	68	80	66	44	
93	73	69	81	67	44	
94	73	70	82	67		
95	74	71	83	68		
96	74	72	84	68		
97	75	73	85	69		
98	75	74	85	70		
99	76	75	86	71		
100	76	76	86	72		
101	77	77	87	73		
102	78	78	87	73		
103	79	79	88	74		
104	80	80	88	74		
105	81	81	89	75		
106	81	81	90	75		
107	81	81	91	76		
108	81	82	92	76		
109	82	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111	82	83	95	79		
112	82	83	96	80		
113	83	83	97	81		
114	83	84	98			
115	83	84	99			
116	83	84	100			
117	84	85	101			
118	84	85	101			
119	84	85	102			
120	84	85	102			
121	85	86	103			
122	85	86	103			
123	85	86	104			
124	85	86	104			
125	86	87	105			
126	86	87				
127	86	87				
128	86	87				
129	87	88				
130	87	88				
131	87	88				
132	87	88				
133	88	89				
134	88	89				
135	88	89				
136	88	90				
137	89	90				
138	89	91				
139	89	91				
140	89	91				
141	90	92				
142	90	92				
143	90	92				
144	90	92				
145	91	92				
146	91	93				
147	91	93				
148	91	93				
149	92	93				
150	92	94				
151	92	94				
152	92	94				
153	93	95				
154	93					
155	93					
156	93					

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
157	94					
158	94					
159	94					
160	94					
161	95					
162	95					
163	95					
164	95					
165	96					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

ニ 事務職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	
9	1	1	1	1	1	1	1	
10	1	1	2	2	1	1	1	
11	1	1	3	3	1	1	1	
12	1	1	4	4	1	1	1	
13	1	1	5	5	1	1	1	
14	1	1	6	6	2	2	1	
15	1	1	7	7	3	3	1	
16	1	1	8	8	4	4	1	
17	1	1	9	9	5	5	1	
18	1	2	10	10	6	6	2	
19	1	3	11	11	7	7	3	
20	1	4	12	12	8	8	4	
21	1	5	13	13	9	9	5	
22	1	6	14	14	10	10	6	
23	1	7	15	15	11	11	7	
24	1	8	16	16	12	12	8	
25	1	9	17	17	13	13	9	
26	1	10	18	18	14	14	10	
27	1	11	19	19	15	15	11	
28	1	12	20	20	16	16	12	
29	1	13	21	21	17	17	13	
30	1	14	22	22	18	18	13	
31	1	15	23	23	19	19	13	
32	1	16	24	24	20	20	13	
33	1	17	25	25	21	21	13	
34	1	18	26	26	21	22	14	
35	1	19	27	27	22	23	14	
36	1	20	28	28	22	24	14	
37	1	21	29	29	23	25	14	
38	1	22	30	30	23	25	14	
39	1	23	31	31	24	26	15	
40	1	24	32	32	24	26	15	
41	1	25	33	33	25	27	15	
42	1	26	34	34	25	27	15	
43	1	27	35	35	26	28	15	
44	1	28	36	36	26	28	16	
45	1	29	37	37	27	28	16	
46	1	30	38	38	27	28		
47	1	31	39	39	28	28		
48	1	32	40	40	28	29		
49	1	33	41	41	29	29		
50	2	34	42	41	29	29		
51	3	35	43	42	29	29		
52	4	36	44	42	29	29		
53	5	37	45	43	30	30		
54	6	38	46	43	30	30		
55	7	39	47	44	30	30		
56	8	40	48	44	30	30		
57	9	41	49	45	31	30		
58	10	42	50	45	31	31		
59	11	43	51	46	31	31		
60	12	44	52	46	31	31		
61	13	45	53	47	31	31		
62	14	45	54	47	31			
63	15	45	55	48	31			
64	16	46	56	48	31			
65	17	46	57	49	31			
66	18	46	58	49	31			
67	19	47	59	50	31			
68	20	47	60	50	32			
69	21	47	61	50	32			
70	22	48	62	50	32			
71	23	48	63	50	32			
72	24	48	64	50	32			
73	25	49	65	50	32			
74	26	49	66	50	32			
75	27	49	67	50	32			
76	28	50	68	50	32			
77	29	50	68	51	32			
78	30	50	68	51	32			
79	31	51	68	51	32			
80	32	51	68	51	32			

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇 格 後 の 号 俵						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
81	33	51	69	51	33		
82	34	52	69	51	33		
83	35	52	69	51	34		
84	36	52	69	51	34		
85	37	53	69	51	35		
86	38	53	70	51			
87	39	53	70	51			
88	40	53	70	51			
89	41	54	71	52			
90	41	54	72	52			
91	42	54	73	52			
92	42	54	74	52			
93	43	55	75	53			
94	43	55					
95	44	55					
96	44	55					
97	45	56					
98	45	56					
99	46	56					
100	46	56					
101	47	57					
102	47	57					
103	48	58					
104	48	58					
105	49	59					
106	49	59					
107	49	60					
108	49	60					
109	50	61					
110	50	61					
111	50	62					
112	50	62					
113	51	63					
114	51						
115	51						
116	51						
117	52						
118	52						
119	52						
120	52						
121	53						
122	53						
123	53						
124	53						
125	53						
126	54						
127	54						
128	54						
129	54						
130	54						
131	55						
132	55						
133	55						
134	55						
135	55						
136	56						
137	56						
138	56						
139	56						
140	56						
141	57						
142	57						
143	57						
144	57						
145	57						
146	58						
147	58						
148	58						
149	58						
150	58						
151	59						
152	59						

昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇 格 後 の 号 俵						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
153	59						
154	59						
155	59						
156	60						
157	60						

ホ 診療情報管理職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2 級	3 級
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	2
19	1	3
20	1	4
21	1	5
22	1	6
23	1	7
24	1	8
25	1	9
26	1	10
27	1	11
28	1	12
29	1	13
30	1	14
31	1	15
32	1	16
33	1	17
34	1	18
35	1	19
36	1	20
37	1	21
38	1	22
39	1	23
40	1	24
41	1	25
42	1	26
43	1	27
44	1	28
45	1	29
46	1	30
47	1	31
48	1	32
49	1	33
50	2	34
51	3	35
52	4	36
53	5	37
54	6	38
55	7	39
56	8	40
57	9	41
58	10	42
59	11	43
60	12	44
61	13	45
62	14	45
63	15	45
64	16	46
65	17	46
66	18	46
67	19	47
68	20	47
69	21	47
70	22	48
71	23	48
72	24	48
73	25	49
74	26	49
75	27	49
76	28	50
77	29	50
78	30	50
79	31	51
80	32	51

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2 級	3 級
81	33	51
82	34	52
83	35	52
84	36	52
85	37	53
86	38	53
87	39	53
88	40	53
89	41	54
90	41	54
91	42	54
92	42	54
93	43	55
94	43	55
95	44	55
96	44	55
97	45	56
98	45	56
99	46	56
100	46	56
101	47	57
102	47	57
103	48	58
104	48	58
105	49	59
106	49	59
107	49	60
108	49	60
109	50	61
110	50	61
111	50	62
112	50	62
113	51	63
114	51	
115	51	
116	51	
117	52	
118	52	
119	52	
120	52	
121	53	
122	53	
123	53	
124	53	
125	53	
126	54	
127	54	
128	54	
129	54	
130	54	
131	55	
132	55	
133	55	
134	55	
135	55	
136	56	
137	56	
138	56	
139	56	
140	56	
141	57	
142	57	
143	57	
144	57	
145	57	
146	58	
147	58	
148	58	
149	58	
150	58	
151	59	
152	59	

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2 級	3 級
153	59	
154	59	
155	59	
156	60	
157	60	

へ 技能職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2 級	3 級		2 級	3 級		2 級	3 級
17	1	1	89	37	61	161	70	
18	1	1	90	38	61	162	70	
19	1	1	91	39	62	163	70	
20	1	1	92	40	62	164	71	
21	1	1	93	41	63	165	72	
22	1	1	94	42	63	166	72	
23	1	1	95	43	64	167	72	
24	1	1	96	44	64	168	72	
25	1	1	97	45	65	169	72	
26	1	1	98	46	65	170	72	
27	1	1	99	47	66	171	73	
28	1	1	100	48	66	172	74	
29	1	1	101	49	67	173	74	
30	1	2	102	49	67	174	74	
31	1	3	103	50	68	175	75	
32	1	4	104	50	68	176	75	
33	1	5	105	51	69	177	75	
34	1	6	106	51	70			
35	1	7	107	52	71			
36	1	8	108	52	72			
37	1	9	109	53	73			
38	1	10	110	53	73			
39	1	11	111	54	74			
40	1	12	112	54	74			
41	1	13	113	55	75			
42	1	14	114	55	75			
43	1	15	115	56	76			
44	1	16	116	56	76			
45	1	17	117	57	77			
46	1	18	118	57	78			
47	1	19	119	58	79			
48	1	20	120	58	80			
49	1	21	121	59	81			
50	2	22	122	59	82			
51	3	23	123	60	83			
52	4	24	124	60	84			
53	5	25	125	61	85			
54	6	26	126	61	85			
55	7	27	127	61	86			
56	8	28	128	61	86			
57	9	29	129	62	87			
58	10	30	130	62	87			
59	11	31	131	62	88			
60	12	32	132	62	88			
61	13	33	133	63	89			
62	14	34	134	63				
63	15	35	135	63				
64	16	36	136	63				
65	17	37	137	64				
66	18	38	138	64				
67	19	39	139	64				
68	20	40	140	64				
69	21	41	141	65				
70	22	42	142	65				
71	23	43	143	65				
72	24	44	144	65				
73	25	45	145	66				
74	26	46	146	66				
75	27	47	147	66				
76	28	48	148	66				
77	29	49	149	67				
78	30	50	150	67				
79	31	51	151	67				
80	32	52	152	67				
81	33	53	153	68				
82	33	54	154	68				
83	34	55	155	68				
84	34	56	156	68				
85	35	57	157	69				
86	35	58	158	69				
87	36	59	159	69				
88	36	60	160	69				

ト 教育職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2 級	3 級		2 級	3 級
9	1	1	81	73	65
10	2	1	82	74	66
11	3	1	83	75	67
12	4	1	84	76	68
13	5	1	85	77	69
14	6	2	86	78	69
15	7	3	87	79	70
16	8	4	88	80	70
17	9	5	89	81	71
18	10	6	90	82	71
19	11	7	91	83	72
20	12	8	92	84	72
21	13	9	93	85	73
22	14	10	94	86	74
23	15	11	95	87	75
24	16	12	96	88	76
25	17	13	97	89	77
26	18	14	98	90	78
27	19	15	99	91	79
28	20	16	100	92	80
29	21	17	101	93	80
30	22	18	102	94	80
31	23	19	103	95	80
32	24	20	104	96	80
33	25	21	105	97	80
34	26	22	106	98	80
35	27	23	107	99	80
36	28	24	108	100	80
37	29	25	109	101	81
38	30	26	110	102	82
39	31	27	111	103	82
40	32	28	112	104	83
41	33	29	113	105	84
42	34	30	114	106	84
43	35	31	115	107	85
44	36	32	116	108	86
45	37	33	117	109	86
46	38	34	118	110	89
47	39	35	119	111	90
48	40	36	120	112	90
49	41	37	121	113	91
50	42	38	122	114	91
51	43	39	123	115	92
52	44	40	124	116	92
53	45	41	125	117	93
54	46	42	126	117	
55	47	43	127	117	
56	48	44	128	117	
57	49	45	129	117	
58	50	46			
59	51	47			
60	52	48			
61	53	49			
62	54	49			
63	55	50			
64	56	50			
65	57	51			
66	58	51			
67	59	52			
68	60	52			
69	61	53			
70	62	54			
71	63	55			
72	64	56			
73	65	57			
74	66	58			
75	67	59			
76	68	60			
77	69	61			
78	70	62			
79	71	63			
80	72	64			

チ 福祉職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2 級	3 級		2 級	3 級
9	1	1	82	26	49
10	1	2	83	27	49
11	1	3	84	28	49
12	1	4	85	29	49
13	1	5	86	30	49
14	1	6	87	31	49
15	1	7	88	32	49
16	1	8	89	33	50
17	1	9	90	34	50
18	1	10	91	35	50
19	1	11	92	36	50
20	1	12	93	37	50
21	1	13	94	38	
22	1	14	95	39	
23	1	15	96	40	
24	1	16	97	41	
25	1	17	98	42	
26	1	18	99	43	
27	1	19	100	44	
28	1	20	101	45	
29	1	21	102	46	
30	1	22	103	47	
31	1	23	104	48	
32	1	24	105	49	
33	1	25	106	50	
34	1	26	107	51	
35	1	27	108	52	
36	1	28	109	53	
37	1	29	110	54	
38	1	30	111	55	
39	1	31	112	56	
40	1	32	113	57	
41	1	33	114	57	
42	1	33	115	58	
43	1	34	116	58	
44	1	34	117	59	
45	1	35	118	59	
46	1	35	119	60	
47	1	36	120	60	
48	1	36	121	61	
49	1	37	122	61	
50	1	38	123	62	
51	1	39	124	62	
52	1	40	125	63	
53	1	41	126	63	
54	1	41	127	64	
55	1	41	128	64	
56	1	42	129	65	
57	1	42	130	65	
58	2	42	131	66	
59	3	43	132	66	
60	4	43	133	67	
61	5	43	134	67	
62	6	44	135	68	
63	7	44	136	68	
64	8	44	137	69	
65	9	45	138	70	
66	10	45	139	71	
67	11	45	140	72	
68	12	45	141	73	
69	13	45	142	74	
70	14	46	143	75	
71	15	46	144	76	
72	16	46	145	76	
73	17	46	146	76	
74	18	46	147	77	
75	19	47	148	77	
76	20	47	149	78	
77	21	48	150	78	
78	22	48	151	79	
79	23	48	152	79	
80	24	48	153	79	
81	25	48			

リ 介護福祉職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2 級	3 級		2 級	3 級
9	1	1	82	45	57
10	1	1	83	46	58
11	1	1	84	46	58
12	1	1	85	47	59
13	1	1	86	47	59
14	1	1	87	48	60
15	1	1	88	48	60
16	1	1	89	49	61
17	1	1	90	49	61
18	1	1	91	50	62
19	1	1	92	50	62
20	1	1	93	51	63
21	1	1	94	51	63
22	1	1	95	52	64
23	1	1	96	52	64
24	1	1	97	53	65
25	1	1	98	53	65
26	2	2	99	53	66
27	3	3	100	54	66
28	4	4	101	54	67
29	5	5	102	54	67
30	6	6	103	55	68
31	7	7	104	55	68
32	8	8	105	55	68
33	9	9	106	56	68
34	10	10	107	56	68
35	11	11	108	56	68
36	12	12	109	57	68
37	13	13	110	57	68
38	14	14	111	57	68
39	15	15	112	57	68
40	16	16	113	57	68
41	17	17	114	58	68
42	18	18	115	58	68
43	19	19	116	58	68
44	20	20	117	58	68
45	21	21	118	58	68
46	21	22	119	59	68
47	22	23	120	59	68
48	22	24	121	59	68
49	23	25	122	59	
50	23	26	123	59	
51	24	27	124	60	
52	24	28	125	60	
53	25	29	126	60	
54	26	30	127	60	
55	27	31	128	60	
56	28	32	129	61	
57	29	33	130	61	
58	29	34	131	61	
59	30	35	132	61	
60	30	36	133	61	
61	31	37	134	62	
62	31	38	135	62	
63	32	39	136	62	
64	32	40	137	62	
65	33	41	138	62	
66	34	42	139	62	
67	35	43	140	62	
68	36	44	141	63	
69	37	45	142	63	
70	37	46	143	63	
71	38	47	144	63	
72	38	48	145	63	
73	39	49	146	63	
74	39	50	147	63	
75	40	51	148	64	
76	40	52	149	64	
77	41	53	150	64	
78	42	54	151	64	
79	43	55	152	64	
80	44	56	153	64	
81	45	57			

ス 療養介助職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸
	2 級		2 級
1	1	74	34
2	1	75	35
3	1	76	36
4	1	77	37
5	1	78	38
6	1	79	39
7	1	80	40
8	1	81	41
9	1	82	42
10	1	83	43
11	1	84	44
12	1	85	45
13	1	86	46
14	1	87	47
15	1	88	48
16	1	89	49
17	1	90	50
18	1	91	51
19	1	92	52
20	1	93	53
21	1	94	53
22	1	95	54
23	1	96	54
24	1	97	55
25	1	98	55
26	1	99	56
27	1	100	56
28	1	101	57
29	1	102	57
30	1	103	58
31	1	104	58
32	1	105	59
33	1	106	59
34	1	107	60
35	1	108	60
36	1	109	61
37	1	110	61
38	1	111	62
39	1	112	62
40	1	113	63
41	1	114	63
42	2	115	64
43	3	116	64
44	4	117	65
45	5	118	65
46	6	119	65
47	7	120	66
48	8	121	66
49	9	122	66
50	10	123	67
51	11	124	67
52	12	125	67
53	13	126	68
54	14	127	68
55	15	128	68
56	16	129	68
57	17	130	69
58	18	131	69
59	19	132	69
60	20	133	69
61	21	134	70
62	22	135	70
63	23	136	70
64	24	137	70
65	25	138	71
66	26	139	71
67	27	140	71
68	28	141	71
69	29	142	72
70	30	143	72
71	31	144	72
72	32	145	72
73	33	146	73

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸
	2 級
147	73
148	73
149	73

ル 医師事務作業補助職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸
	2 級		2 級
1	1	74	34
2	1	75	35
3	1	76	36
4	1	77	37
5	1	78	38
6	1	79	39
7	1	80	40
8	1	81	41
9	1	82	42
10	1	83	43
11	1	84	44
12	1	85	45
13	1	86	46
14	1	87	47
15	1	88	48
16	1	89	49
17	1	90	50
18	1	91	51
19	1	92	52
20	1	93	53
21	1	94	53
22	1	95	54
23	1	96	54
24	1	97	55
25	1	98	55
26	1	99	56
27	1	100	56
28	1	101	57
29	1	102	57
30	1	103	58
31	1	104	58
32	1	105	59
33	1	106	59
34	1	107	60
35	1	108	60
36	1	109	61
37	1	110	61
38	1	111	62
39	1	112	62
40	1	113	63
41	1	114	63
42	2	115	64
43	3	116	64
44	4	117	65
45	5	118	65
46	6	119	65
47	7	120	66
48	8	121	66
49	9	122	66
50	10	123	67
51	11	124	67
52	12	125	67
53	13	126	68
54	14	127	68
55	15	128	68
56	16	129	68
57	17	130	69
58	18	131	69
59	19	132	69
60	20	133	69
61	21	134	70
62	22	135	70
63	23	136	70
64	24	137	70
65	25	138	71
66	26	139	71
67	27	140	71
68	28	141	71
69	29	142	72
70	30	143	72
71	31	144	72
72	32	145	72
73	33	146	73

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸
	2 級
147	73
148	73
149	73

別表第 1 1 基本給表別職員層区分表（第 1 5 条第 3 項関係）

区分	初任層	中間層	管理職層
医 療 職 基 本 給 表 （ 一 ）	－	（中間層）	－
医 療 職 基 本 給 表 （ 二 ）	1 級	2 級～ 5 級	6 級、 7 級
医 療 職 基 本 給 表 （ 三 ）	1 級、 2 級	3 級～ 5 級	6 級、 7 級
事 務 職 基 本 給 表	1 級	2 級～ 5 級	6 級～ 8 級
診 療 情 報 管 理 職 基 本 給	1 級	2 級、 3 級	－
技 能 職 基 本 給 表	1 級	2 級、 3 級	－
教 育 職 基 本 給 表	－	1 級、 2 級	3 級
福 祉 職 基 本 給 表	1 級	2 級、 3 級	－
介 護 福 祉 職 基 本 給 表	1 級	2 級、 3 級	－
療 養 介 助 職 基 本 給 表	1 級	2 級	－
医師事務作業補助職基本給表	1 級	2 級	－

副院長等基本年俸表

副院長等基本年俸表

号俵	2 級			号俵	2 級			号俵	2 級		
	月例年俵	業績年俵			月例年俵	業績年俵			月例年俵	業績年俵	
		1 欄	2 欄			1 欄	2 欄			1 欄	2 欄
	円	円	円		円	円	円		円	円	円
1	5,292,000	2,739,000	2,942,000	45	6,738,000	3,487,000	3,746,000	89	7,524,000	3,894,000	4,183,000
2	5,334,000	2,761,000	2,965,000	46	6,765,600	3,502,000	3,761,000	90	7,531,200	3,898,000	4,187,000
3	5,373,600	2,781,000	2,987,000	47	6,788,400	3,513,000	3,774,000	91	7,537,200	3,901,000	4,190,000
4	5,412,000	2,801,000	3,009,000	48	6,814,800	3,527,000	3,788,000	92	7,544,400	3,905,000	4,194,000
5	5,454,000	2,823,000	3,032,000	49	6,838,800	3,540,000	3,802,000	93	7,551,600	3,908,000	4,198,000
6	5,491,200	2,842,000	3,053,000	50	6,866,400	3,554,000	3,817,000	94	7,560,000	3,913,000	4,203,000
7	5,528,400	2,861,000	3,073,000	51	6,891,600	3,567,000	3,831,000	95	7,566,000	3,916,000	4,206,000
8	5,565,600	2,881,000	3,094,000	52	6,919,200	3,581,000	3,846,000	96	7,573,200	3,920,000	4,210,000
9	5,602,800	2,900,000	3,115,000	53	6,939,600	3,592,000	3,858,000	97	7,580,400	3,923,000	4,214,000
10	5,641,200	2,920,000	3,136,000	54	6,968,400	3,607,000	3,874,000				
11	5,674,800	2,937,000	3,155,000	55	6,992,400	3,619,000	3,887,000				
12	5,714,400	2,958,000	3,177,000	56	7,018,800	3,633,000	3,902,000				
13	5,748,000	2,975,000	3,195,000	57	7,039,200	3,643,000	3,913,000				
14	5,786,400	2,995,000	3,217,000	58	7,064,400	3,656,000	3,927,000				
15	5,820,000	3,012,000	3,235,000	59	7,089,600	3,669,000	3,941,000				
16	5,854,800	3,030,000	3,255,000	60	7,113,600	3,682,000	3,954,000				
17	5,889,600	3,048,000	3,274,000	61	7,138,800	3,695,000	3,968,000				
18	5,925,600	3,067,000	3,294,000	62	7,164,000	3,708,000	3,982,000				
19	5,959,200	3,084,000	3,313,000	63	7,183,200	3,718,000	3,993,000				
20	5,996,400	3,104,000	3,333,000	64	7,208,400	3,731,000	4,007,000				
21	6,030,000	3,121,000	3,352,000	65	7,230,000	3,742,000	4,019,000				
22	6,063,600	3,138,000	3,371,000	66	7,250,400	3,753,000	4,031,000				
23	6,097,200	3,156,000	3,390,000	67	7,270,800	3,763,000	4,042,000				
24	6,130,800	3,173,000	3,408,000	68	7,291,200	3,774,000	4,053,000				
25	6,162,000	3,189,000	3,426,000	69	7,308,000	3,782,000	4,063,000				
26	6,193,200	3,205,000	3,443,000	70	7,324,800	3,791,000	4,072,000				
27	6,224,400	3,222,000	3,460,000	71	7,340,400	3,799,000	4,081,000				
28	6,255,600	3,238,000	3,478,000	72	7,357,200	3,808,000	4,090,000				
29	6,286,800	3,254,000	3,495,000	73	7,371,600	3,815,000	4,098,000				
30	6,318,000	3,270,000	3,512,000	74	7,386,000	3,823,000	4,106,000				
31	6,349,200	3,286,000	3,530,000	75	7,400,400	3,830,000	4,114,000				
32	6,378,000	3,301,000	3,546,000	76	7,413,600	3,837,000	4,121,000				
33	6,402,000	3,314,000	3,559,000	77	7,426,800	3,844,000	4,129,000				
34	6,430,800	3,328,000	3,575,000	78	7,437,600	3,849,000	4,135,000				
35	6,460,800	3,344,000	3,592,000	79	7,446,000	3,854,000	4,139,000				
36	6,489,600	3,359,000	3,608,000	80	7,455,600	3,859,000	4,145,000				
37	6,519,600	3,374,000	3,624,000	81	7,465,200	3,864,000	4,150,000				
38	6,548,400	3,389,000	3,640,000	82	7,473,600	3,868,000	4,155,000				
39	6,577,200	3,404,000	3,656,000	83	7,480,800	3,872,000	4,159,000				
40	6,608,400	3,420,000	3,674,000	84	7,489,200	3,876,000	4,163,000				
41	6,631,200	3,432,000	3,686,000	85	7,498,800	3,881,000	4,169,000				
42	6,661,200	3,448,000	3,703,000	86	7,506,000	3,885,000	4,173,000				
43	6,687,600	3,461,000	3,718,000	87	7,509,600	3,887,000	4,175,000				
44	6,714,000	3,475,000	3,732,000	88	7,516,800	3,890,000	4,179,000				

別表第 1 3 副院長等基本年俸表級別標準職務表（第 2 0 条第 1 項関係）

職 務 の 級		標 準 的 な 職 務
1 級	1 欄	医長の職務
	2 欄	理事長が別に定める医長の職務
2 級	1 欄	診療部長の職務
	2 欄	副院長（医師又は歯科医師である者に限る。）、統括診療部長又は介護老人保健施設長の職務
備考 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 3 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、すでに就いている職務の区分にかかわらず、当該職員を副院長の職名を占める職員とする。（当該職員が現に受けている職務の級が 2 級の場合に限る。）		

別表第 1 4 副院長等基本年俸表昇格対応号俸表（第 2 1 条第 1 項関係）

2 級昇格の場合	
昇格前 の号俸	昇格後 の号俸
17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	34
51	35
52	36
53	37
54	38
55	39
56	40
57	41
58	42
59	43
60	44
61	45
62	46
63	47
64	48
65	49
66	50
67	51
68	52
69	53
70	54
71	
72	
73	55
74	56
75	
76	
77	57
78	58
79	59
80	60
81	61
82	62
83	
84	
85	
86	
87	
88	

2 級昇格の場合	
昇格前 の号俸	昇格後 の号俸
89	63
90	
91	
92	
93	64
94	
95	
96	
97	65
98	
99	
100	66
101	
102	
103	67
104	
105	
106	68
107	
108	
109	69
110	
111	
112	
113	

別表第15 地域手当支給区分表（第59条第1項関係）

支 給 事 業 場	支給区分	支 給 割 合
北海道病院	7	100分の3
札幌北辰病院	7	100分の3
仙台病院	6	100分の6
仙台南病院	6	100分の6
うつのみや病院	6	100分の6
群馬中央病院	7	100分の3
さいたま北部医療センター		100分の13
埼玉メディカルセンター		100分の13
千葉病院		100分の11
船橋中央病院	4	100分の12
東京高輪病院		100分の18
東京新宿メディカルセンター		100分の18
東京山手メディカルセンター		100分の16
東京城東病院		100分の18
東京蒲田医療センター		100分の10
横浜中央病院		100分の13
横浜保土ヶ谷中央病院		100分の13
相模野病院		100分の10
山梨病院		100分の4.5
清水さくら病院	6	100分の6
三島総合病院	7	100分の3
金沢病院	7	100分の3
可児とうのう病院		100分の2
中京病院		100分の13
四日市羽津医療センター		100分の7
滋賀病院	5	100分の10
京都鞍馬口医療センター	5	100分の10
大阪病院		100分の15
大阪みなと中央病院		100分の15
星ヶ丘医療センター	5	100分の10
神戸中央病院		100分の10
大和郡山病院	5	100分の10
りつりん病院		100分の4
徳山中央病院	7	100分の3
九州病院	7	100分の3

別表第 1 6 寒冷地手当支給区分表（第 6 0 条関係）

事業場	地域	地域の区分
北海道病院	北海道札幌市	2 級地
札幌北辰病院	北海道札幌市	2 級地
登別病院	北海道登別市	3 級地
福井勝山総合病院	福井県勝山市	4 級地
備考 この表に掲げる名称は、令和 6 年 4 月 1 日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。		

別表第17 役職手当適用区分表（第62条第2項関係）

基本給表等	職名	支給区分	職務の級	月額	
				再雇用職員以外	再雇用職員
副院長等基本年俸表	副院長	一 種	2 級以下	148,100	—
	介護老人保健施設長				
	統括診療部長	二 種	2 級以下	118,500	—
	診療部長				
医療職基本給表（二）	医 長	三 種	1 級	96,700	—
	薬 剤 部 長	三 種	7 級	84,700	76,400
			6 級	76,700	65,300
			5 級以下	72,700	57,600
	副薬剤部長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 栄養管理室長 臨床工学技士長 理学療法士長 作業療法士長 言語聴覚士長	四 種	5 級	62,300	49,400
			4 級以下	58,900	43,100
医療職基本給表（三）	副院長	一 種	7 級以下	113,600	—
	看護部長	二 種 (理事長が別に定める場合に限る。)	7 級以下	88,300	75,800
		三 種	6 級以下	75,800	58,200
	副看護部長	四 種	5 級以下	59,200	44,200
	看護師長	五 種	4 級以下	44,800	34,700
事務職基本給表	事務部長	一 種 (理事長が別に定める場合に限る。)	8 級以下	130,300	112,900
		二 種	7 級	94,000	79,800
	事務長	三 種	6 級以下	88,500	69,800
			5 級以下	72,700	56,200
		三 種 (理事長が別に定める場合に限る。)	5 級以下	72,700	56,200
	課 長	四 種	5 級	62,300	48,200
			4 級以下	59,500	44,300
	補 佐	四 種	4 級	59,500	44,300
			3 級以下	55,500	41,900
診療情報管理職基本給表	専門職	四 種	3 級以下	55,500	41,900
教育職基本給表	副学校長	三 種	3 級以下	77,400	55,500
	教務主任	四 種	2 級以下	64,100	46,200

備考

- すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、当該職員の役職手当支給区分表の適用にあたっては、すでに就いている職務の役職手当支給区分にかかわらず、その従事した期間、当該職員を副院長の職名を占める職員として、別に理事長が定める額を支給し、役職手当支給区分は一種とする。
- 役職手当支給区分表の適用にあたって、同表の区分によりがたい特別の事情がある場合には、理事長は同表の区分とは別に定める場合があるものとする。

別表第18 特殊業務手当支給区分表（第66条第1項及び第2項関係）

種 別	月 額
1 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	17,700円
2 手術室に勤務する医師	
3 集中治療病棟に勤務する臨床工学技士	10,400円
4 手術室に勤務する臨床工学技士	
5 集中治療病棟に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	12,500円
6 手術室に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
7 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師	16,000円
8 検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	
備考	
1 「勤務する」とは、当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。	
2 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が24時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。	

別表第 19 医師手当支給種別区分表（第 83 条第 2 項関係）

事業場	支給種別区分
北海道病院	4
札幌北辰病院	4
登別病院	2
仙台病院	4
仙台南病院	4
秋田病院	3
二本松病院	3
うつのみや病院	3
群馬中央病院	3
さいたま北部医療センター	5
埼玉メディカルセンター	5
千葉病院	5
船橋中央病院	3
東京高輪病院	5
東京新宿メディカルセンター	5
東京山手メディカルセンター	5
東京城東病院	5
東京蒲田医療センター	5
横浜中央病院	5
横浜保土ヶ谷中央病院	5
相模野病院	4
湯河原病院	2
山梨病院	3
清水さくら病院	2
三島総合病院	3
高岡ふしき病院	5
金沢病院	3
福井勝山総合病院	2
若狭高浜病院	2
可児とうのう病院	3
中京病院	5
四日市羽津医療センター	3
滋賀病院	4
京都鞍馬口医療センター	5
大阪病院	5
大阪みなと中央病院	5
星ヶ丘医療センター	4
神戸中央病院	5
大和郡山病院	4
玉造病院	3
りつりん病院	3

事業場	支給種別区分
宇和島病院	3
高知西病院	3
下関医療センター	3
徳山中央病院	3
九州病院	5
久留米総合病院	3
福岡ゆたか中央病院	3
佐賀中部病院	3
松浦中央病院	3
諫早総合病院	3
熊本総合病院	3
人吉医療センター	2
天草中央総合病院	3
南海医療センター	3
湯布院病院	2
宮崎江南病院	3

別表第20 医師手当月額表（第83条第3項関係）

免許取得 後年度数	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
	円	円	円	円	円	円
1	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
2	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
3	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
4	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
5	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
6	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
7	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
8	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
9	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
10	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
11	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
12	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	48,900
13	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	47,100
14	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	45,300
15	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	43,500
16	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	41,700
17	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	39,900
18	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	38,100
19	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	36,300
20	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	34,900
21	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	33,500
22	356,100	317,400	265,000	208,400	149,800	32,100
23	351,700	313,400	261,700	205,800	148,200	30,700
24	347,300	309,400	258,400	203,200	146,600	29,300
25	342,900	305,400	255,100	200,600	145,000	27,900
26	338,500	301,400	251,800	198,000	143,400	26,500
27	325,800	290,700	243,800	191,700	139,400	25,900
28	312,900	279,900	235,500	185,600	135,000	25,300
29	300,300	269,400	227,800	179,300	131,000	24,400
30	287,600	258,700	219,600	173,300	126,600	23,700
31	274,800	248,000	211,700	167,100	122,600	23,100
32	259,000	233,600	199,800	158,600	117,000	22,500
33	243,400	219,400	188,500	150,000	111,800	21,900
34	227,700	205,200	176,900	141,400	106,600	21,200
35	211,800	190,800	165,100	132,900	101,000	20,900
36	193,700	175,100	152,800	123,600	95,600	20,500
37	175,500	159,400	140,300	114,500	89,800	19,800
38	157,600	143,900	128,100	105,100	84,500	19,000
39	126,400	118,400	107,900	91,700	75,700	18,100
40	97,600	94,600	89,100	78,900	67,500	17,400
41	89,100	86,100	80,600	70,400		
42	80,600	77,600	72,100	61,900		
43	72,100	69,100	63,600			
44	63,600	60,600	55,100			
45	55,100	52,100				